

第4章

まちづくりの基本施策

第4節 快適で安全な生活環境をつくる

- ① 市街地整備
- ② 景観
- ③ 公共交通
- ④ 道路・橋梁
- ⑤ 河川・砂防
- ⑥ 公園・緑地
- ⑦ 住宅・住環境
- ⑧ 上水道
- ⑨ 下水道
- ⑩ 防災・危機管理
- ⑪ 消防・救急
- ⑫ 防犯・交通安全
- ⑬ 消費生活
- ⑭ 地域情報化
- ⑮ 斎場・墓地

市民満足度の推移と目標(市民アンケート調査項目)

	H18	H23	H27
▶道路の整備状況	10.3%	23.5%	40.0%
▶公園・緑地・広場の整備状況	15.9%	31.4%	45.0%
▶交通機関の便利さ	11.6%	17.5%	25.0%
▶下水・排水の処理状況	19.9%	35.0%	50.0%
▶火災や災害からの安全性	22.4%	44.4%	65.0%
▶交通事故や犯罪に対する安全性	12.3%	32.5%	50.0%

(※各項目における「満足」+「やや満足」比率)

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満15歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度(20項目)について、施策分野に関連する項目の推移と目標を示しています。

1

市街地整備

施策の目標

既成市街地の相互連携と都市基盤の効率的整備

既成市街地の地域特性を見出すとともに、市民相互の連携を図り、公共サービスの提供や都市機能の整備においてコンパクトシティの理念※1に基づき、効率的なまちづくりを進め、活力と魅力のある市街地の創生を図ります。

住みやすく魅力的なまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに基づき、都市計画道路などの整備を計画的に進めるとともに、土地利用計画に即した用途地域の見直しなど、適正な土地利用を推進します。

※1 コンパクトシティの理念：都市の郊外化・スプロール化※2を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いていける範囲を生活圏ととらえ、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指すこと。

※2 スプロール化：郊外に向かって市街地が拡大する際に無秩序な開発が行われること。

現状と課題

- ▶ 当市においては、既成市街地が相互に中心核とこれを補完する副次核を形成しています。市街地整備に当たっては、地域相互の役割を明確化し、目指すべき都市づくりの指針として策定した都市計画マスタープランを踏まえ、優先的事案を計画的に進めるとともに、地域の連携をハード・ソフト両面から図る必要があります。
- ▶ 用途地域の指定に沿った土地利用が進んでいない地区や用途地域周辺などで無秩序な市街地化が進行している地区については、現在の土地利用状況及び将来に向けての土地利用を踏まえ、必要に応じた用途地域の見直しなどにより、適正な土地利用に努める必要があります。
- ▶ 中心市街地は、当市の経済的な中心として重要な役割を担う地域ですが、商業の低迷が続いています。中心市街地の経済活動が低下し続けることは、当市全体の活力の低下にも大きな影響を与えることから、活性化を図る必要があります。
- ▶ 既成市街地のインフラは全体的に整っていますが、老朽化に対する維持保全と高齢者などの生活弱者に対応したユニバーサルデザイン※3が望まれています。

※3 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語の違い、年齢や老若男女といった差異、障がいの有無・能力のいかんを問わずに利用することができるようにデザインすること。

施策の方向

1

都市計画マスタープランに基づいた都市計画施設整備の計画的な実施

実施計画の策定

都市計画マスタープランにおいて定めた交通計画や土地利用計画に即して道路網や面的整備における優先事業を検討し、財政状況などを勘案しながら実施にかかわる年次計画を定めます。

主要事業

①-1 都市計画施設整備事業

現在計画決定されている都市施設を基本として、円滑な交通体系の構築を図るとともに、必要に応じた計画変更の検討によって、効率的な市街地整備を推進します。

2

都市計画マスタープランに基づいた土地利用の推進

適正な土地利用の推進

都市計画マスタープランにおいて定めた土地利用計画に基づき、秩序ある魅力的なまちづくりに向けた、適正な土地利用を推進します。

主要事業

②-1 用途地域などの見直し事業

都市計画マスタープランの土地利用計画に基づき、用途地域などの見直しを行います。

②-2 土沢ICの利活用

産業の集積や流通を含めた複合開発など、土沢ICの利活用に努めます。

3

市街地活性化のための一体的な整備の推進

中心市街地活性化事業

中心市街地活性化協議会の意見を念頭に策定した中心市街地活性化基本計画のハード・ソフト事業にかかわる活性化策のうち、市街地整備に関する事業については、市民や関係団体との役割分担を明確にしながら、協働のまちづくりによる計画的な事業の推進を図ります。

主要事業

③-1 中心市街地活性化事業

中心市街地活性化基本計画に基づく市街地整備に関する事業などを市民や関係団体と連携して計画的に実施します。

1. 市街地整備に関する事業

- ・観光情報館整備事業
- ・東武下今市駅前広場整備事業
- ・多目的ホール整備事業
- ・生活道路整備事業
- ・船村徹記念館整備事業
- ・駐車場整備事業など

2. 都市福利施設に関する事業

- ・障がい者就労支援の促進
- ・地域子育て支援託児事業の実施

3. まちなか住居に関する事業

- ・民間の優良賃貸住宅建設支援制度の創設
- ・高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用促進など

4. 商業活性化に関する事業

- ・商業施設整備事業
- ・空き店舗対策事業
- ・商店街景観形成整備事業など

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
都市計画街路整備率	74.5%	75.6%
市街地における歩道のバリアフリー化率	33.6%	40.0%
中心市街地歩行者通行量(平日・休日の平均)	5,317人	5,590人
中心市街地小売年間販売額	2,896百万円	3,310百万円

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市都市計画マスタープラン	平成21年3月	平成21年度～平成40年度
日光市中心市街地活性化基本計画	平成23年3月	平成23年度～平成27年度

2 景観

施策の目標

景観意識の高揚と街なみ形成

当市は豊かな自然景観や多くの文化遺産に恵まれています。景観は貴重な観光資源であり、財産です。これらの貴重な財産である景観を保全・創造し有効に活用するとともに、景観意識の高揚を図るため、国際観光文化都市日光にふさわしい景観形成を進めます。

現状と課題

- ▶ 当市は多くの景勝地や文化遺産など豊富な観光資源に恵まれており、これらの貴重な財産を後世に残すとともに、有効に活用するため、景観形成に努める必要があります。
- ▶ 景観計画に基づき策定した街並形成ガイドライン及びサイン計画を活用し、地区住民の景観に対する意識を高めていくことが重要であることから、その周知、啓発活動が必要となっています。
- ▶ 屋外広告物の大きさや意匠などの設置基準に基づき、地区の特性を活かし、景観に調和した統一性のある広告物の整備を進める必要があります。
- ▶ 街なみ景観において電柱や電線類が景観を阻害しています。魅力的な街なみ景観を創造していくために、電線類の地中化などを進める必要があります。
- ▶ 良好な街なみ景観を保全すべき地区においては、建替え時などに助成や融資の制度が活用され、景観形成に一定の成果をあげていることから、対象区域の拡大に向けた具体的な取り組みが求められています。

施策の方向

1 景観形成の推進

景観の保全・創造

景観計画に基づき、地域特性を活かした景観形成に努めます。また、景観計画重点区域の拡大を視野に入れた啓発活動を進めます。

景観意識の高揚

街並形成ガイドライン及びサイン計画を有効に活用し、景観に対する市民意識の高揚を図ります。

屋外広告物の適正化

景観に配慮した屋外広告物の整備を進めるため、地区ごとに定められた広告物の大きさや意匠などの設置基準の周知、啓発活動に努めます。

公共事業における景観の形成

公共建築や生活道路の整備などにおいて、街なみ景観と調和した意匠を心がけるとともに、電線類の地中化や歩道の美装など景観に配慮した整備に努めます。

主要事業

①-1 景観計画重点区域の指定

きめ細かなルールによる景観形成が必要と思われる地区において、住民との合意形成が図られた区域を景観計画重点区域として指定します。

①-2 屋外広告物適正化事業

景観を阻害している広告物のパトロールを強化するとともに、地区ごとに統一感のある適正な広告物が掲出されるよう、啓発活動に努めます。

①-3 日光地域東町地区の市道美装化事業

日光地域東町地区の観光主要路線について、良好な景観に誘導できるよう、市道の美装化を進めます。

2

街なみ景観形成のための
助成や融資制度の継続

助成金制度の活用

景観形成助成金制度の継続により、街なみ景観の保全・創造に努めます。

融資制度の活用

景観形成融資制度の継続により、街なみ景観の保全・創造に努めます。

主要事業

②-1 景観形成助成金制度

景観計画重点区域において街なみ景観形成のために必要な行為を行うことに対する助成を行います。

②-2 景観形成融資制度

景観計画重点区域において街なみ景観形成のために必要な行為を行うことに対する融資を行います。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
市街地主要道路における電線類地中化率	41.9%	47.0%
景観計画重点区域数	1箇所	3箇所

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市景観計画	平成20年3月	平成20年度～
日光市街並形成ガイドライン	平成22年3月	平成22年度～
日光市サイン計画	平成22年3月	平成22年度～

3

公共交通

施策の目標

バス・鉄道の利便性の向上

市営バスは、市民の移動手段として大きな役割を担っており、ニーズを踏まえた運行や、地域の実情に応じたデマンド型交通※1の導入などにより、市民生活に必要な生活交通の確保に努めるとともに、鉄道や民間バス会社などと連携し、利便性の向上を図ります。

また、当市の生活路線及び観光路線として重要な役割を担っている鉄道については、関係機関との連携強化や、さらなる利用促進策の検討を行うとともに、駅周辺の整備、効率的な運行ダイヤの検討など、利用者の利便性の向上に努めます。

※1 デマンド型交通:利用者の予約に応じて柔軟に運行する「乗り合い方式」の交通システム。

現状と課題

- ▶ 市内のバス路線は、日光市が運営しているものが14路線、他市の市営バス運営によるものが2路線、民間事業者運営によるものが4社29路線(定期観光などを除く)あり、いずれも市民の生活路線としてはもとより、観光客も利用していることから、安定的なバス輸送の確保とともに、バスと鉄道の有機的連携が求められています。
- ▶ 民間経営の路線バスは、乗客数の減少や経営の合理化により、赤字路線の廃止も考えられることから、市においても国・県と協調して支援していく必要があります。
- ▶ 集落が分散している地域や、住民から幹線道路まで離れている集落があることから、こうした「公共交通空白地域」の解消に向けて地域と協働し、生活交通を確保するしくみを構築する必要があります。
- ▶ 市営バスの乗降性を改善するため、低床バスの導入を促進する必要があります。
- ▶ 市内の鉄道は、JR、東武鉄道のほか、第3セクターの野岩鉄道、わたらせ渓谷鐵道の5路線があります。また、駅の数も27駅あり、県内市町のなかでも数の多い市となっていますが、鉄道利用者は、毎年減少しており、特に、野岩鉄道とわたらせ渓谷鐵道については、利用促進を図り、経営の安定化を目指す必要があります。
- ▶ 鉄道の駅については、駅周辺の住宅の集積などにより、利用形態が変化し、利用者が不便をきたしている駅もあることから、駅のバリアフリー化や駅周辺の整備を推進する必要があります。

施策の方向

1 バス輸送の確保

路線バス運行の協議

路線バスの運行を確保するために、関係機関、地域住民とともに、利用促進及び路線維持について総合的に協議します。

市営バスの効率的運行の推進

交通手段としての利便性を向上させるため、路線再編を行うとともに、地域の実情にあわせたデマンド型交通への転換を図り、より効率的な運行を推進します。

交通空白地域の生活交通のしくみづくり

市営バスなどの公共交通の利用が困難又は不便な地域について、生活交通の確保に努めます。

低床バスの導入促進

利用者に優しい低床バスの導入を促進します。

主要事業

①-1 デマンド型交通への転換

利便性の向上を図るため、デマンド型交通への転換を推進します。

①-2 地域との協働による生活交通の確保

地域と協働し、生活交通を支えるしくみづくりに努めるとともに、地域が行う生活交通の確保に向けた取り組みを支援します。

①-3 交通弱者に配慮したバス輸送の促進

利用者に優しい低床バスの導入を促進します。

2 鉄道との連携強化

JR及び東武鉄道との連携

バスや鉄道利用者の利便性が向上するよう、関係機関との連携を強化するとともに、路線バスと鉄道との有機的な連携を図ります。

地方鉄道の経営安定化の促進

野岩鉄道及びわたらせ渓谷鉄道の経営支援を引き続き行うとともに、関係機関との連携により、さらなる利用促進を図ります。

駅周辺等整備

鉄道利用者の利便性の向上と安全を確保するため、駅のバリアフリー化を促進するとともに、駅前広場などの整備に努めます。

主要事業

②-1 野岩鉄道・わたらせ渓谷鉄道支援事業

経営改善を要望するとともに、誘客宣伝などの鉄道の利用促進を図ります。

②-2 駅周辺等整備事業

鉄道を活かしたまちづくりの拠点として、日常生活の利便性や安全性の向上に向けて、駅のバリアフリー化を進めるため、エレベーター設置を促進します。

また、交通の結節点としての機能を持つ、駅前広場や駅周辺などを整備します。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
デマンド型交通導入路線	—	5路線
低床バスの導入台数	4台	11台
市営バスが接続する駅の数	18駅	22駅
エレベーター設置駅数	2駅	4駅

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市生活交通再構築計画	平成22年3月	平成22年度～平成27年度

施策の目標

暮らしを支えるみちづくりの推進

基幹的な地域間の連絡道路や日常生活に密着した生活道路の整備に取り組むとともに、安全かつ円滑な交通を確保するため、橋梁や舗装などの効率的で効果的な維持管理を図ります。

現状と課題

- ▶ 市内の広域的な交通は一般国道(119号、120号、121号、122号、461号)に集中しており、市街地においては、交通混雑が発生しています。そのため、集中する交通量を分散し、交通混雑を解消するバイパスや交差点の改良などの整備を図る必要があります。
- ▶ 市内における道路ネットワークは、なお不十分な状況にあることから、国県道と接続した放射・環状道路ネットワークの形成、地域間・広域間連絡路線の強化が求められています。
- ▶ 日光杉並木街道と市民生活との共生を図るため、杉並木周辺道路の整備などを進める必要があります。
- ▶ 道路整備に当たっては、機能面の充実だけでなく、自然環境との調和や、すべての人に優しいユニバーサルデザイン※1に配慮した整備を進める必要があります。
- ▶ 現在、市道は2,652路線1,409kmあります。これらの道路機能の保全や安全確保のため、日常的なパトロールを実施していく必要があります。
- ▶ 道路の除排雪・路面凍結対応は、冬季間の安全・安心で快適な生活を維持するための中心的役割を担うものであり、道路本来の機能を確保して市民生活を維持するため、迅速に対応する必要があります。
- ▶ 市の管理する橋梁は721橋ありますが、自然災害などに対応するため、耐震診断の計画的推進や、橋梁の長寿命化※2計画に基づいて対応していく必要があります。
- ▶ 市道の安全な通行を確保するため、交通安全対策を計画的に実施する必要があります。
- ▶ 身近な生活道路については、地域に密着していることから、安全・安心で快適な生活を確保するため、道路環境を保全する必要があります。
- ▶ 道路の愛護、美化活動を通じて地域が主体となった道路の環境改善を推進する必要があります。

※1 ユニバーサルデザイン:「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語の違い、年齢や老若男女といった差異、障がいの有無・能力のいかんを問わずに利用することができるようにデザインすること。

※2 長寿命化:施設の性格や設置目的を再確認するとともに、その管理を従来の事後的な修繕などから予防保全的手法に転換し、また、施設改修を計画的に行うことにより、施設の延命と使用期間中の全費用を縮減すること。

施策の方向

1 道路整備の推進

幹線道路の整備

地域間交流幹線道路の整備を計画的に進め、地域の一体感を促進するためのネットワークづくりに努めます。

生活道路の整備

災害などの緊急時に対応できる強いまちづくりを推進するため、生活道路の計画的かつ効率的な整備を図ります。また、安全な街を形成するためにバリアフリー化や歩道などの整備に努めます。

主要事業

①-1 道路改築事業

地域間交流や市内交通流動の円滑化のため、幹線道路の計画的かつ効率的な整備を図ります。

また、日常生活に密着した生活道路の計画的かつ効率的な整備を図ります。

2 道路機能の保全

計画的な維持補修

路面性状調査の結果によって策定した維持計画に基づき、舗装の維持補修に努めます。

パトロールの充実

平時の路面点検業務などの日常パトロールを充実して道路状況を正確に把握し、災害などの緊急時における的確な対応に努めます。

迅速な路面凍結・除雪対策

冬季間の路面凍結や除雪対策として、関係機関との連携に基づく直営・委託での凍結防止剤の散布対応、機械除雪のための除雪車配備の拡大、地元建設業者との提携による除排雪の迅速化に努めます。

橋梁の長寿命化対策

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な補修を実施して長寿命化に努めます。

主要事業

②-1 舗装補修事業

路面性状調査に基づいた計画的な舗装補修を実施します。

②-2 橋梁補修事業

橋梁台帳や橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修を計画的に進めます。

3 道路環境の改善

交通安全への対策

安全で円滑な交通の確保を図るため、関係機関と連携しながら危険箇所などを調査し、道路標識の充実や道路照明、防護柵・カーブミラーなどの設置を推進します。

緑化の推進

地域特性に応じた計画的な街路樹網の形成や、道路の除草・清掃による美化、花木の手入れなどにより、道路環境の向上に努めます。

道路愛護の推進

道路の美化・保全のためにクリーンパートナー※3制度の活用を図るとともに、自治会単位での道路愛護会組織の強化を図り、道路環境の改善に努めます。

主要事業

③-1 交通安全施設等整備事業

現況調査を踏まえ、適切な標識・防護柵・カーブミラー・視線誘導標・区画線などの設置を推進します。

※3 クリーンパートナー：道路や公園の一定区間を「子ども」に見立て、市民や事業者にこれらの「里親」として、自主的に草刈や清掃などの美化活動を行っていただくもの。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
1・2級市道改良率	81.2%	83.2%
歩道設置延長	120,815m	127,625m
道路愛護活動者数(団体数)	10,184人(252団体)	11,600人(280団体)
道路通行の快適性※4	86%	93%

※4 道路通行の快適性：修繕を必要としない程度にひび割れ、わだち掘れが少なく、快適に走行できる道路(1・2級市道)の割合。

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市道路整備基本計画	平成21年3月	平成21年度～平成25年度
日光市道路舗装補修計画	平成23年3月	平成23年度～平成32年度
日光市橋梁長寿命化修繕計画	平成22年3月	平成23年度～平成32年度



市の木 モミジ

5 河川・砂防

施策の目標

安全な生活環境づくりの推進

台風や集中豪雨の発生に伴う水害や土砂災害の危険から、市民の生命と財産を守るため、国や県などと連携して河川・砂防事業などの促進を図るとともに、法定外公共物(水路など)の改修や適切な維持管理を行います。

現状と課題

- ▶ 市内の一級河川は、護岸工事や床固め工事などが実施され、改修が進んでいますが、法定外公共物(水路など)は、河床が上昇し川幅も狭いため、台風や集中豪雨による被害が発生しており、早急な改修が望まれています。
- ▶ 当市には一級河川のほか、所管団体の不明な水路が多数あります。これらの多くは法定外公共物であり、市民生活や農業用水などに広く利用されると同時に、雨水排水機能が求められることから、安全・安心な市民生活を維持するために管理主体を明確にし、適切な維持管理に努める必要があります。
- ▶ 水路が適正に管理されるためには、河川愛護思想を高めて、河川の美化を図り、美しい環境を維持する必要があります。
- ▶ 当市の地形は標高の高い山岳部から低い市街地へ続く標高差の激しい地形のため、大きな起伏や急流河川が多い。山岳部は脆弱な性質を有しており、常に土砂災害の危険性をはらんでいます。市内の土砂災害危険箇所は967箇所ありますが、このうち安全対策に着手した箇所は129箇所(13.3%)、うち完了した箇所が122箇所であり、今後とも土砂災害対策を進める必要があります。

施策の方向

1 河川施設などの整備

法定外公共物(水路など)管理の充実

市街地における水路の整備を推進するとともに、その施設の維持管理に努め、排水機能の確保を図ります。

主要事業

①-1 水路等整備事業

治水・利水の充実を図るため、市街地の水路などの改修の推進と維持管理に努めます。

2 河川施設の適切な維持管理

市の管理する河川の条例整備の推進

管理者が不明であることから生じる弊害を無くすため、管理区分を明確にする条例を整備します。

主要事業

②-1 河川管理条例整備事業

法定外公共物(水路など)について、管理区分を明確にして適切な維持管理を行うための条例を整備します。

3 河川環境の改善

河川愛護の推進

河川環境の美化を推進し、水質の保全を図るため、河川愛護思想の普及啓発、河川愛護団体の育成を行います。

主要事業

③-1 河川愛護団体育成事業

河川の美化を維持するため、市民との協働による河川の環境整備、環境美化の促進を図ります。

4 土砂災害対策の促進

土砂災害防止施設の整備

土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所について、関係機関と連携し、土砂災害防止施設の整備促進を図ります。

主要事業

④-1 急傾斜地対策事業

危険箇所について、関係機関と連携し、積極的な事業の推進を図ります。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
水路等改修済延長	60.0Km	62.0Km
河川愛護活動者(団体)数	1,340人(58団体)	1,500人(68団体)
土砂災害警戒区域等において安全対策を講じた家屋数	1,111戸	1,136戸

6 公園・緑地

施策の目標

やすらぎ空間としての公園や緑地の整備

公園や緑地は、市民が安心して憩い、やすらぎのある都市環境を創出するうえで重要な役割を担うとともに、スポーツ・レクリエーションの場や、地域コミュニティ活動の場、災害における広域避難場所となるなど、多様な機能を人々に提供しています。これらの機能を一層向上させるため、公園などの再整備を進めるとともに、適正な管理に努めます。

現状と課題

- ▶ 現在、日光市には、市の管理する都市公園が53箇所で約85ha、その他の公園が46箇所で約59ha、県の管理する都市公園が2箇所で約60haあり、このほかに分譲地内公園などが約140箇所あります。公園施設長寿命化^{※1}計画に基づき、公園施設の計画的な維持管理を行うとともに、市民のニーズに対応する公園の再整備が求められています。
- ▶ 公園は広域避難場所などの機能を持っていますが、近年、災害時における防災面の機能向上が望まれています。このようなことから、防災機能を備えた公園の整備が求められています。
- ▶ 公園・緑地などの管理は、計画的に実施することで、効率性や実効性が向上します。そのため、公園・緑地などの定期的な安全点検を実施するとともに、都市公園以外の公園についても公園台帳を整備し、計画的な改善や保全を図る必要があります。
- ▶ 地域社会が変容するなかで、身近な公園を活用した地域コミュニティ機能の再生が求められています。

※1 長寿命化：施設の性格や設置目的を再確認するとともに、その管理を従来の事後的な修繕などから予防保全的手法に転換し、また、施設改修を計画的に行うことにより、施設の延命と使用期間中の全費用を縮減すること。

施策の方向

1 公園・緑地などの再整備

適正な再整備

公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な維持管理を行うとともに、子育て支援や高齢者の健康増進といった新たなニーズに対応できるよう、公園の再整備に努めます。

利用者の利便性向上

公園などの再整備に際しては、観光客や地域住民など利用者の利便性向上に努めます。また、河川、歩行者専用道路などを活かすとともに、各公園緑地を連携することにより、水と緑のネットワークの構築を図ります。

市民と協働の公園づくり

市民との協働により、身近な公園を活用した地域コミュニティ活動の場を創出します。

主要事業

①-1 公園・緑地等再整備事業

公園施設長寿命化計画に基づき、それぞれの目的に合わせて、バリアフリー化などの改修を計画的に実施するとともに、高齢化社会に対応するため、街なかで高齢者が小休止できる健康遊具などを設置した公園などの整備を進めます。

2 公園の防災活用の推進

防災公園の整備

公園を災害時における避難場所としてだけでなく、給水施設などの付帯施設を設けて、防災面における機能を向上させた防災公園の整備に努めます。

主要事業

②-1 防災公園整備事業

防災面における公園の機能を向上するため、防災公園などを整備します。

3 公園・緑地などの適正管理

公園台帳の整備

公園や緑地などの維持管理を効率的、計画的に実施するために、都市公園以外の公園についても公園台帳の整備を進めます。

安全点検の実施

遊具などの安全点検を実施し、効率的・計画的な管理を行います。

主要事業

③-1 公園台帳整備事業

都市公園以外の公園などについても公園台帳を整備し、計画的な維持管理を行います。

③-2 遊具等定期点検事業

遊具などの定期的な安全点検を実施し、点検結果を公園台帳に反映して計画的な維持管理を行います。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
都市公園の再整備完了箇所(対象都市公園数53箇所)	10箇所	14箇所
都市公園長寿命化によるコスト削減累計額	0百万円	300百万円
防災機能を備えた公園整備箇所	1箇所	3箇所

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市公園施設長寿命化計画	平成23年3月	平成23年度～平成32年度

施策の目標

だれにもやさしく暮らしやすい住環境の整備

多様な地域特性を大切にしながら、良好なコミュニティが形成、継続されるよう、だれもが快適に安心して安全に暮らせる住環境の整備を図ります。

現状と課題

- ▶ 人口の減少・少子高齢化の進行、住民のライフスタイルや家族形態が多様化するなかで、これまでの住宅政策の前提としてきた住宅事情や社会・経済情勢が大きな転換期を迎えていることから、新たな時代に対応した、より豊かで快適な暮らしへの転換を図るなどの住宅政策が求められています。
- ▶ 地震による住宅や建築物の倒壊などによる被害を少しでも軽減するため、耐震診断やそれに伴う改修など日々の備えが重要になります。
- ▶ 当市では、建築基準法の実効性を高め、確認・検査体制の充実を図ることを目的として、平成21年4月1日に特定行政庁を設置しました。建築物の安全性を確保するためのさらなる取り組みが求められています。
- ▶ 当市には、市営住宅が5地域44団地1,886戸、県営住宅が1団地100戸あり、合わせて45団地1,986戸の公共賃貸住宅があります。市営住宅のなかには、老朽化により居住環境などが低下し、適正な管理を行うための各住宅の状況に応じた建替や長寿命型の改善を必要としている団地があります。また、入居者の高齢化が進んでいることから、高齢者世帯に対応できる住宅の供給を図るとともに、既存住宅のバリアフリー化^{※1}を進め、高齢者などが安全に生活することのできる環境を整備する必要があります。
- ▶ 市内には、開発許可制度施行前(昭和50年3月以前)に造成された民間分譲地が数多くあります。これらの分譲地の多くは、道路、排水、水道などの公共的施設の不備や、公共的施設用地が個人名義や開発会社名義であることから、公共的施設の十分な管理がなされていない状態となっています。これらの分譲地においては、今後排水処理など様々な問題(分譲地問題)の増加が懸念されることから、地元住民による管理体制を確立するとともに、公共的用地の市有化の促進など、市民と行政が一体となって解決していく必要があります。

※1 バリアフリー化:手すりの設置や段差の解消などにより、体の不自由な人でも支障なく活動できるような生活環境にすること。

施策の方向

1 安全で安心できる住宅の整備

優良住宅建設の促進

耐震性・省エネルギー性・居住環境などに配慮した長期間使用可能な優良住宅の建設を促進し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換が図られるよう努めます。

住宅リフォーム等の支援

既存住宅のリフォームを支援し、良質な住宅ストックの確保を図るとともに、リフォーム工事を通して、市内住宅関連産業の活性化を図ります。

住宅の耐震改修などの支援

耐震改修促進計画に基づき、一般住宅の耐震診断や耐震改修費用の一部を補助し、耐震化率の向上を目指します。

建物の安全性の確保

建築基準法に基づく完了検査の必要性を建築主に周知し、建築物の防火・避難性、構造安全性の確保に努めます。

市営住宅の整備

公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的・効率的な整備や管理を行い、住宅のセーフティネット※2として安定的な供給に努めます。

また、多様なニーズに対応するため、老朽化した市営住宅の建替などに当たっては、高齢者や障がいのある人の利便性を考慮したシルバーハウジング※3を整備し、使いやすく安心して暮らせる市営住宅の供給を図ります。

市営住宅の管理

市営住宅を常に快適で安全に使えるように施設設備の維持保全に努めるとともに、良好な居住環境の確保に努めます。

主要事業

①-1 長期優良住宅認定促進事業

環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックの形成に向けた長期優良住宅建設の啓発を行います。

①-2 住宅リフォーム助成事業

市民の居住環境の向上を図るため、市内業者が施工する耐震改修やバリアフリー化など、リフォーム工事の費用の一部を助成します。

①-3 耐震改修促進事業

木造住宅の耐震化率の向上を図るため、耐震診断や耐震改修の費用の一部を補助します。

また、耐震改修促進計画に基づき、地盤の揺れや被害状況を想定した地震防災マップを作成し、地震災害への備えについての普及啓発に努めます。

①-4 建築基準法に基づく完了検査推進事業

建築確認申請の管理データに基づき、完了予定日を把握し、完了検査の申請が未提出の場合は、完了検査の督促を行います。

①-5 市営住宅整備事業

住宅セーフティネットとしてニーズに応じた優良な住宅ストックを確保するため、既存市営住宅の長寿命化や老朽市営住宅の建替を推進します。

※2 住宅のセーフティネット：真の住宅困窮者であり民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、所得に見合った住宅を供給することや高齢者などの生活に適した住宅を供給することを公営住宅の役割として担うこと。

※3 シルバーハウジング：高齢者が自立して安全で快適な生活を営むことができるような住宅の仕様、設備を配備し、日常生活支援サービスを提供できる公的賃貸住宅。

2 快適な住環境の整備

分譲地対策の推進

分譲地の住環境を改善するため、分譲地管理委員会の設立を促進し、その育成を図りながら、分譲地問題解決のための基盤づくりを推進します。

また、道路や側溝などの機能が損なわれている分譲地については、補修や改修費の一部を助成します。

主要事業

②-1 分譲地内公共施設用地市有化等対策事業

分譲地管理委員会の所管する分譲地内道路などの公共的施設用地を市有化するとともに、公共的施設の補修などの費用の一部を補助します。

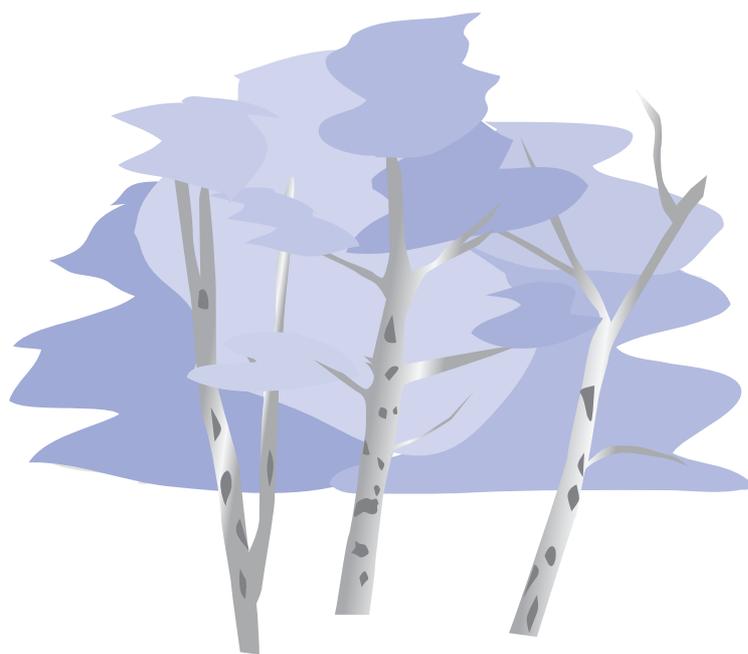
成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
長期優良住宅認定率	19.9%	33.0%
一般住宅の耐震化率	73.0%	90.0%
建築物完了検査率	88.4%	95.0%
市営住宅目標管理戸数※4達成率	91.4%	95.0%
市営住宅の手すり設置率	64.4%	95.0%
シルバーハウジング住宅供給戸数	29戸	47戸

※4 市営住宅目標管理戸数：老朽化する市営住宅を適正に管理するため、公営住宅等長寿命化計画に位置付けた長期的に活用する市営住宅の戸数。

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市住生活基本計画	平成24年3月	平成24年度～平成33年度
日光市公営住宅等長寿命化計画	平成23年3月	平成23年度～平成32年度



市の木 シラカンバ (シラカバ)

施策の目標

安全・安心な水の安定供給

良質で安全・安心な水の安定供給を維持するために、水道施設の整備改善を行い、社会経済の動向や水需要の変化を踏まえた、健全な経営に努めます。

現状と課題

- ▶ 水道は健康で文化的な市民生活を支えるばかりではなく、社会経済や各種産業の維持向上を図るうえで、必要不可欠な施設です。そのため、安定した良質な水源を確保するとともに、計画的な施設整備を行い、水道の効率的な安定供給に努める必要があります。
- ▶ 当市の水道普及率は、平成22年度末現在で96.8%となっており、県内の平均普及率を上回っていますが、さらに普及率の向上を図る必要があります。また、水の有効利用を図るために、節水に対する普及啓発や意識の高揚に努める必要があります。
- ▶ 企業会計の基本は独立採算制であることから、経営管理の適正化・合理化を図り、財政基盤の確立に努めることが必要です。そのため、経営健全化計画などの適正な見直しを行う必要があります。また、受益者負担の公平性や財源を確保するため、効果的な未収金対策を講じる必要があります。
- ▶ 災害などの非常時にも安全・安心な水を安定して供給することが必要なことから、非常時への対応に取り組む必要があります。

施策の方向

1 水の安定供給

水道水の安定供給

安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保身に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。

効率的・計画的な施設整備

浄水場の統廃合やその拡張整備など、より効率的で計画的な施設整備を推進します。

老朽管の更新

老朽管の更新については、漏水対策など、水道の有収率※1向上の観点から、その計画的な整備に努めます。

主要事業

①-1 浄水場施設整備事業

老朽化した浄水場を整備改善し、耐震化を図るとともに、水道施設の統合を行い、効率的で安全・安心な水の安定供給を図ります。

①-2 老朽管更新事業

計画的に老朽管を更新し、耐震化を図るとともに、配水系統の見直しにより、効率的で安全・安心な水の安定供給を図ります。

※1 有収率：浄水場から配水した水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。水道事業の効率性を計るひとつの指標。

2 水の有効利用

水資源の有効利用

漏水対策の充実に努め、有収率の向上を図りながら、貴重な水の有効利用を推進します。

普及啓発及び意識の高揚

水が有限の資源であることを市民に啓発するとともに、節水に対する意識の高揚を図りながら、水道事業に対する理解促進に努めます。

主要事業

②-1 漏水対策事業

配水区域に応じて基幹管路に流量計を設置し、区域別に漏水状況を把握するとともに、計画的に漏水調査を実施し、調査結果に基づいて老朽管を更新するなど、有収率の向上を図ります。

3 財政基盤の確立

経営の健全性

水道事業は独立採算制に基づく公営企業であることから、水道料金の適正化、経営の合理化・効率化を推進するとともに、水道事業経営健全化計画などの適切な見直しを行い、健全財政を維持します。

事務の合理化

水道情報管理や民間委託を充実し、より一層事務の合理化を図ります。

未収金対策の強化

受益者負担の公平性の観点から未収金対策を強化して、未収金残高の縮減及び徴収率の向上を図ります。

主要事業

③-1 未収金対策事業

訪問徴収や給水停止などの未収金対策を強化するとともに、収納対策部門との連携を図りながら未収金残高を縮減し、徴収率の向上を図ります。

4 非常時への対応

非常時の取り組み

災害などの非常時に対応できる給水体制の確立を図り、飲料水の供給について、近隣市町との相互協力を推進します。

また、新たに整備する配水池などに緊急時の給水機能を持たせるなど、応急給水拠点の整備を図ります。

主要事業

④-1 応急給水拠点整備事業

配水池の新設などにおいて、応急給水拠点としての機能を持たせることにより、非常時における飲料水の供給を図ります。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
有収率	80.3%	83.0%
老朽管更新率	94.0%	95.0%
応急給水拠点の数	8箇所	13箇所

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市水道事業総合基本計画(日光市水道ビジョン)	平成24年1月	平成24年度～平成33年度
第2期日光市水道事業経営健全化計画	平成24年1月	平成24年度～平成27年度

9 下水道

施策の目標

衛生的で快適な、生活環境の整備

公共下水道事業の健全財政を維持し、効率的な施設整備と維持管理に努めるとともに、浄化槽設置整備事業の充実とその普及促進に努めます。

現状と課題

- ▶ 下水道は、快適な生活環境づくりや河川などの公共用水域の水質保全など、今日の市民生活に欠くことのできない重要な施設であることから、施設の整備や維持管理に努める必要があります。
- ▶ すでに整備されている地区内の未接続世帯に対して下水道接続を促進するとともに、新たに整備する地区において下水道接続への普及啓発を図る必要があります。
- ▶ 公共下水道事業計画認可区域以外の地域を浄化槽設置整備地域と定めていることから、積極的な浄化槽の普及拡大に努める必要があります。

施策の方向

1 公共下水道の整備推進と維持管理

下水道施設の整備

下水道管渠施設の整備及び水処理センター高度処理※1事業の推進に努めます。

施設の維持管理・水質保全

管渠類、水処理センター、ポンプ場の長寿命化※2対策や維持管理に努めるとともに、水質の監視や保全を図ります。

水洗化の促進

水洗化促進のため、PRや普及啓発活動に努めるとともに、未接続世帯に対し戸別訪問などを実施して水洗化率※3の向上に向けて、より一層の促進に努めます。

主要事業

①-1 下水道施設整備事業

下水道管渠施設及び水処理センターの高度処理施設を計画的に整備します。

①-2 下水道施設の維持管理事業

管渠類、水処理センター、ポンプ場の長寿命化対策による計画的な施設の更新を図り、適正な維持管理に努めます。

①-3 水洗化の促進

水洗化促進のためのPRや啓発活動を行うとともに、融資あっせん制度の利用促進を図ります。

※1 高度処理：リン、窒素の除去。

※2 長寿命化：施設の性格や設置目的を再確認するとともに、その管理を従来の事後的な修繕などから予防保全的手法に転換し、また、施設改修を計画的に行うことにより、施設の延命と使用期間中の全費用を縮減すること。

※3 水洗化率：下水道供用開始区域内人口に対して、実際に下水道に接続した人口の割合。

2 浄化槽の普及促進

設置整備費補助金の交付

浄化槽設置整備事業の充実とその促進に努めます。

主要事業

②-1 浄化槽設置整備事業

対象地域における水洗化促進を図るため、PRや啓発活動を行うとともに、浄化槽設置費を助成します。また、融資あっせん制度の利用促進を図ります。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
生活排水処理人口普及率※4	76.9%	84.7%
公共下水道水洗化率	89.6%	93.0%
浄化槽設置基数	3,017基	3,920基

※4 生活排水処理人口普及率:下水道だけでなく、その他の集合処理(コミュニティプラントなど)や浄化槽を含めた人口の割合。

施策の目標

災害・危機に強いまちづくり

災害に備え、危険箇所の把握など災害予防対策の充実を図るとともに、自主防災組織の育成強化、防災情報の提供、防災意識の啓発などに積極的に取り組み、市民が安心して安全に暮らせる災害や危機に強いまちづくりを進めます。

現状と課題

- ▶ 平成23年3月に発生した東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所事故を伴う未曾有の大災害となりました。当市において課題となった、情報の収集、避難所対策、物資などの備蓄、放射能対策、自主防災組織の充実などについては、地域防災計画の見直しを行ったところですが、放射性物質による環境の汚染に対しては、子どもたちの生活環境を最優先に除染などを実施していく必要があります。
- ▶ 当市は広大な面積を有し、また、世界的な観光地であることから、多くの観光客が訪れており、この特性に対応できる独自の防災対策が必要です。
- ▶ 当市においては自主防災組織の結成が進み、地域防災力が高まっていますが、一部には未組織の地区もあります。そのため、市民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会、自主防災組織などの「互助（共助）」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域防災力をさらに高め、安全で安心して暮らせる地域を創造することが必要となっています。
また、災害時の応急対策を効果的に実施するため、自主防災組織と市との情報交換のしくみづくりを推進する必要があります。
- ▶ 高齢者や障がいのある人などの災害発生時に援護が必要な方の支援については、災害時要援護者支援プランに基づき、地区支援班の設置と個別支援プランの作成を進めていますが、地区によって取り組み方法や進捗にばらつきがあります。そのため、全市域で支援体制を構築することが強く求められています。
- ▶ 現在、当市には移動系の防災行政無線※1が全地域に整備されていますが、旧市町村ごとに周波数が異なっており、互換性がありません。また、同報系の防災行政無線※2については、日光地域・藤原地域・足尾地域のみとなっています。
このようなことから、日光市の地域要件に適した、全市統一の防災行政情報システムにより、迅速かつ確実に災害情報などを伝達できるよう、計画的な整備が早急に必要となっています。
- ▶ 市全域には土砂災害危険箇所、重要水防箇所及び倒木危険箇所などといった災害危険箇所が約1,900箇所あります。このような災害危険箇所などにおける有事の際の対応などについて、土砂災害ハザードマップ※3の作成や防災訓練を行うなど、市民への防災意識の普及啓発が重要となっています。
- ▶ 社会情勢の変化に伴い、テロ、さらには武力攻撃などの発生も想定しなければなりません。万が一、このような事態が発生した場合に対応するため、日光市国民保護計画の市民への周知、啓発が必要となっています。

※1 移動系の防災行政無線：市役所や総合支所に設置した移動系基地局から、公用車に搭載した車載移動局や職員が携行する携帯移動局との間、及び移動局相互間で情報収集を行うもの。

※2 同報系の防災行政無線：組み立て支柱に固定設置してある外部スピーカーを通じて、親局から情報を直接拡声放送するもの。

※3 ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

施策の方向

1 総合的な防災行政の推進

防災行政の推進

大規模災害対策への対応を検討し、地域防災計画をもとに、総合的な防災行政の推進に努めます。

主要事業

①-1 地域防災計画の点検修正

地域防災計画を点検し、必要に応じて修正を加えるなど、防災体制の充実を図ります。

2 地域防災力の強化

自主防災組織の育成・強化

自主防災組織の育成に努めるとともに、体制の統一と情報交換を図るため、連合会組織の設立を進めます。

防災士の養成

自主防災組織との連携を図るため、防災士を養成します。

災害時要援護者対策の推進

全市域に、高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者の支援体制の構築を進めます。

主要事業

②-1 自主防災組織育成事業

自主防災組織の活動マニュアルの作成配布や、連合会組織を設立し、育成強化に努めます。

②-2 防災士養成事業

自主防災組織を支援する、防災知識をもった防災士を養成します。

②-3 災害時要援護者支援プラン推進事業

災害時要援護者支援プランに基づき、多様な手法を用い、災害時要援護者台帳への登録及び個別支援プラン作成を推進します。

3 防災体制の確立

防災行政情報システムの整備

日光市の地域要件や防災体制に適した防災行政情報を提供するシステムを整備します。

避難体制の確立

避難場所や避難行動を周知し、自主防災組織と連携した避難体制を整えるとともに、災害時に必要な物資を防災公園などに備蓄します。

放射性物質対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染に対して、除染を実施するほか、放射線量の測定を継続・強化するとともに、測定結果の公表などにより、市民の不安解消に努めます。

主要事業

③-1 防災行政情報システム整備事業

日光市の地域要件や防災体制に適した防災行政情報を提供するシステムを整備します。

③-2 備蓄資機材整備事業

防災備蓄計画に基づき、食糧品や生活必需品、防災物資などを計画的に備蓄します。

③-3 放射性物質対策事業

子どもたちの生活環境を最優先に除染を実施するほか、市内全域の放射線量や農林水産物、水道水などへの影響を調査し、その結果を市民に公表します。

4 防災意識の向上

防災意識の普及

市職員の防災訓練の実施、及び各企業や自主防災組織に対する防災訓練の実施啓発により、防災知識や意識の普及に努めます。

市民意識の向上

県知事から土砂災害警戒区域・特別警戒区域として順次指定される地域のハザードマップの作成や周知などにより、災害に対する市民意識の高揚を図ります。

国民保護計画の周知

テロや武力攻撃などの事態を想定した日光市国民保護計画の市民への周知を図ります。

主要事業

④-1 家庭用防災マニュアル作成事業

家庭における災害に対する備えや行動などについてのマニュアルを作成し、全家庭に配布します。

④-2 土砂災害ハザードマップ作成事業

ハザードマップを作成し、周知することにより、災害に対する市民の意識高揚を図ります。

成果指標

指 標 名	現状値 (H22)	目標値 (H27)
自主防災組織結成自治会数	207自治会	225自治会
防災士を有する自治会数	71自治会	225自治会
災害時要援護者台帳登録者数	820人	3,000人
土砂災害ハザードマップ作成箇所数	535箇所	967箇所

関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市地域防災計画	平成20年3月	平成19年度～
日光市防災備蓄計画	平成21年8月	平成21年度～平成26年度
日光市災害時要援護者支援プラン	平成20年12月	平成21年度～
日光市国民保護計画	平成19年2月	平成18年度～

日光創新に係る事業

事 業 名	事 業 内 容
地域要件に適した防災体制整備事業	広大な面積をもち、世界的な観光地である日光市の地域要件に適した、災害発生時の情報伝達や避難体制の確立、平常時における組織体制の強化など、自主防災組織、防災士、関係機関及び市が連携した日光市独自の防災体制を整備します。

11 消防・救急

施策の目標

消防・救急体制の強化

市民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保するため、消防・救急体制の強化を図ります。

現状と課題

- ▶ 有事の際の消防水利を確保するため、消火栓及び防火水槽などを整備し、消防力の維持強化に努める必要があります。
- ▶ 老朽化した消防庁舎及び消防団詰所などの建て替え整備をする必要があります。
- ▶ 消防車両、消防資機材などの老朽化が進んでおり、計画的に整備していく必要があります。
- ▶ 平成28年5月の消防救急無線デジタル化^{※1}に向けて設備を整備するとともに、通信指令施設の充実強化を図る必要があります。
- ▶ 複雑多様化する救急事故に対応し、救急救命率を向上させるための各種施策を展開する必要があります。
- ▶ 重症傷病者に対する早期の医療行為や速やかな医療機関への搬送を目的に運行開始されたドクターヘリについて、離着陸場であるランデブーポイントの整備を行う必要があります。
- ▶ 近年、グループホームなどの小規模福祉施設の火災では、死傷者を伴うものが多く、一般住宅での火災による死傷者も高齢者の割合が高い状況です。
類似災害の予防と被害を抑えるための対策として、事業所・個人・地域の防災力を強化する必要があります。
- ▶ 地域の消防活動において重要な役割を担っている消防団員の確保が困難になってきており、消防団の維持・強化に向けた各種施策を展開する必要があります。

※1 消防救急無線デジタル化：災害現場の適切な状況把握、明確な指令伝達、個人情報などのプライバシーに係る通信情報保護などを目的に、音声以外にデータ伝送ができる無線通信方式。

施策の方向

1 消防施設・設備等の整備・充実

消防水利の計画的整備

消防水利を確保するため、消火栓・防火水槽などの計画的な整備に努めます。

消防庁舎、消防団詰所などの計画的整備

消防力を強化するため、老朽化した消防署、分署、消防団詰所・車庫の計画的な整備に努めます。

消防車両などの計画的配備

消防力を維持・強化するため、消防車両・消防資機材、被服の計画的な更新・配備に努めます。

通信指令施設などの計画的整備

各消防署で行っている119番受付業務、無線通信業務を一元化し、通信指令体制の充実強化に努めます。

主要事業

①-1 消防水利整備事業

消火栓及び防火水槽などの計画的な整備を図ります。

①-2 消防庁舎、消防団詰所等整備事業

老朽化した日光消防署・藤原消防署・足尾分署、消防団詰所・車庫の計画的な整備を図ります。

①-3 消防車両等整備事業

老朽化した消防車両などの計画的な更新を図ります。

①-4 消防救急無線デジタル化設備整備事業

消防救急無線のデジタル化に備えて、基地局及び無線統制装置などの整備を図ります。

2 救急救助体制の充実

救急救命士の養成

救急患者に対する高度な救命処置を行うため、救急救命士を計画的に養成し、救急救命率の向上に努めます。

救急救助車両などの計画的配備

救急救助体制を強化するため、高規格救急車、救助工作車、救急・救助資機材の計画的な更新・配備に努めます。

応急手当の知識・技術の普及啓発

市内の民間事業所などに対するAEDの普及啓発を図るとともに、市民を対象にAED使用方法を含めた応急手当の知識・技術の普及啓発に努め、市民と救急隊の連携強化を図ります。

ランデブーポイントの整備

重症傷病者を速やかに処置し搬送するために、ドクターヘリの離着陸場として、ランデブーポイントを整備します。

主要事業

②-1 救急救命士養成事業

救急患者に対する高度な応急処置を行うため、救急救命士の計画的な養成を図ります。

②-2 救急救助車両等整備事業

救急救助体制を強化するため、車両及び資機材の計画的な配備を図ります。

②-3 応急手当普及啓発事業

講習会などの開催により、応急手当の知識・技術の普及を図ります。

②-4 ランデブーポイント整備事業

ドクターヘリのランデブーポイントの環境を含めた整備を図ります。

3 予防行政の推進

予防査察の強化

防火対象物(学校、病院、工場、事業場など)の指導強化に努めます。

地域防災力の強化

災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織などの訓練を奨励し、自主的な防災活動を支援します。

主要事業

③-1 予防査察強化事業

関係機関との連携により、計画的かつ効率的に査察を実施し、防火管理体制の強化推進に努めます。

③-2 防災教育支援事業

過去の災害の教訓を活かした防災教室などを開催し、市民一人ひとりの意識の啓発を図ります。

4 非常備消防体制の充実

地域消防力の維持・強化

広報活動の充実や地域・事業者などとの連携により、消防団員確保に努めるとともに、地域の実情に応じた消防団の再編を図ります。

主要事業

④-1 消防団員確保事業

リーフレットや広報紙を作成し、消防団・自治会・事業者などと連携した勧誘活動を行い、消防団員や支援団員^{※2}の確保を図ります。

※2 支援団員:平日昼間帯の消防団員確保が困難な時の火災などの災害時に、地域防災力の低下を防ぐため、即戦力として活躍する消防団員を経験した再入団員。

成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
消火栓設置数	1,941基	2,006基
防火水槽設置数	479基	494基
救急救命士充足率(人数) ^{※3}	62.1%(41人)	86.4%(57人)
救命講習修了者数	13,689人	19,000人

※3 救急救命士目標養成数は66人。

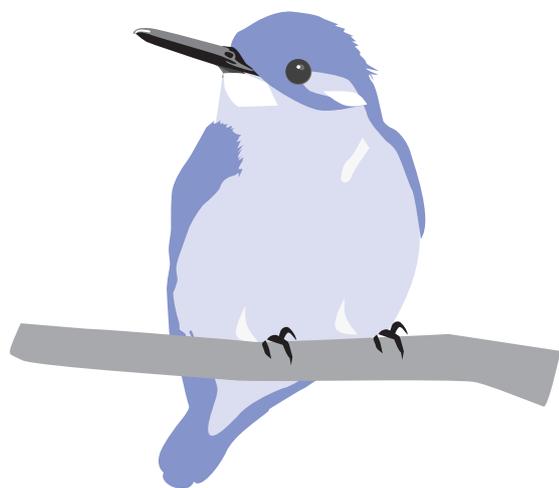
第1章 はじめに

第2章 基本フレーム

第3章 日光創新

第4章 まちづくりの基本施策

第5章 まちづくり推進の方策



市の鳥 カワセミ

12

防犯・交通安全

施策の目標

安全で安心なまちづくりの推進

子どもたちから高齢者まで、すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、地域づくりや社会環境の整備を進め、安全で安心なまちづくりを推進します。

現状と課題

- ▶ 本市における犯罪発生件数(刑法犯認知状況)は、平成14年の1,316件をピークに平成22年は814件と減少しているものの、引き続き防犯活動の強化や社会生活環境の整備を図る必要があります。
- ▶ 近年、子どもたちに対する凶悪事件が全国で頻発しています。安全な地域社会を形成するために、警察をはじめ関係団体や地域住民との連携を図りながら、市内全域で防犯団体の育成強化を図る必要があります。
- ▶ 安全、安心な社会の実現は、まちづくりの基本であることから、市民一人ひとりの防犯知識の啓発や市民総ぐるみ大会の開催などによる市民の防犯思想の普及推進が求められています。
- ▶ 高齢化などの進行により、市内にも空き家及び空き地が増えており、近隣住民などに不安を与えていることから、それらの現状把握と今後の管理、指導などの対策が求められています。
- ▶ 本市の平成22年の交通事故状況は、人身事故発生件数及び負傷者数は減少していますが、死亡事故件数は増加しています。特に近年、高齢者が加害者、被害者となる事故が増加しており、高齢化社会に対応した交通安全対策が求められています。
- ▶ 全国的な交通事故防止運動の推進にもかかわらず、交通事故発生件数は依然高いレベルにあることから、交通安全思想の普及、交通安全施設の整備など、本市の交通安全計画に基づいた総合的な交通安全対策を展開し、交通事故の抑制を図っていく必要があります。

施策の方向

1

防犯活動の連携強化

防犯パトロールの充実

安全安心パトロール隊の育成強化及び市内全域への拡大を図るとともに、パトロール隊相互の連携を図り、青色回転灯装備車両による防犯パトロールの拡大に努めます。

関係団体との連携強化

少年指導センターの充実に努めるとともに、防犯協会などの関係団体との連携強化を図ります。

主要事業

①-1 安全安心パトロール隊育成事業

自主防犯パトロール隊の連携を推進し、育成強化を図ります。

①-2 青色回転灯装備車による防犯パトロール事業

青色回転灯装備車による防犯パトロールの拡大を図ります。

2 防犯知識の普及及び実践

市民大会・防犯教室などの実施

市民自らの安全を確保するために、防犯に対する知識の普及や意識の高揚を図るなど、市民が行う防犯活動の実践を支援します。

主要事業

②-1 安全安心なまちづくり推進市民大会の開催

防犯に対する市民意識の高揚及び普及を図るため、市民大会を実施します。

②-2 防犯教室の開催

幼児、小・中学生及び高齢者などを対象に、寸劇などを取り入れたわかりやすい防犯教室を実施し、防犯知識の普及や安全で安心なまちづくりの推進に努めます。

3 安全で安心な生活環境の整備

環境の改善

犯罪などの発生する恐れのある環境を改善するため、自治会などと連携して、防犯灯の設置促進、危険箇所の点検・指導、空き家などの現状把握・対策に努めます。

主要事業

③-1 防犯灯設置事業

夜間の犯罪防止対策として、自治会などからの要望に基づき、防犯灯の設置促進に努めるとともに、電気料の助成及びLED型防犯灯への転換により、自治会の負担軽減を図ります。

③-2 危険空き家等対策事業

自治会などと連携し、危険空き家などの現状を把握するとともに、適正管理対策の条例などの制定や、支援制度の構築に努めます。

4 交通安全運動の推進

交通安全運動・安全教室などの実施

交通事故を未然に防止するために、交通安全協会などと連携し、高齢者や子どもを重点に交通安全思想の普及や意識の高揚、マナーの向上に努めます。

主要事業

④-1 交通安全運動の実施

交通安全運動により、交通安全思想の普及や意識の高揚、マナーの向上を図ります。

④-2 交通安全教室の開催

様々な世代に対応した交通安全教室を開催し、交通安全思想の普及に努めるとともに、特に高齢者や子どもを対象とする交通安全教室の充実を図ります。

5 交通環境の整備

交通安全施設整備の実施

安全な交通環境を確保するため、交通安全施設整備の推進に努めます。

高齢者の交通事故抑止

高齢者の交通事故防止のため、運転免許自主返納を促進します。

主要事業

⑤-1 交通安全施設等整備事業

現況調査を踏まえ、適切な標識・防護柵・カーブミラー・視線誘導標・区画線などの設置に努めます。

⑤-2 高齢者運転免許自主返納者支援事業

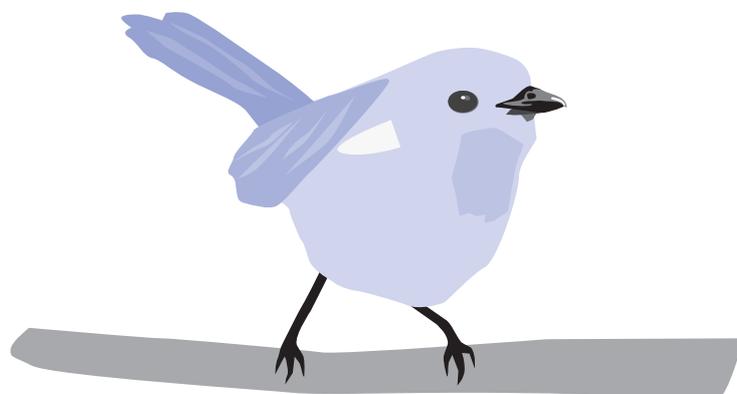
高齢の運転免許自主返納者に対して、代替移動手段の確保に向けた支援を図ります。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
青色回転灯装備車	33台	45台
犯罪発生件数	814件	600件
防犯灯設置数	9,394灯	9,900灯
交通事故発生件数(年間)	327件	280件
高齢者運転免許自主返納者数(年間)	61人	100人

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市交通安全計画	平成23年12月	平成23年度～平成27年度



市の鳥 ウグイス

施策の目標

消費者の自立を支援し、安心できる消費生活を実現する

様々な情報が氾濫しているなかで、より安全で安心な消費生活を実現するために、消費者自らが商品や食品などの詳しい情報を収集し、適正な判断ができるように、消費者の自立を支援します。

現状と課題

- ▶ 消費者を取り巻く環境は、商品取引や契約に関するトラブルが年々深刻化し拡大している状況にあります。また、長引く不況により、多重債務に苦しむ人も増加しています。消費者問題を効果的に解決するため、当市では、「消費生活センター」に専門的な知識を持った消費生活相談員を配置し、市民の相談に対応しています。しかし、相談内容が複雑多様化してきていることから、消費生活センターの相談体制のなお一層の充実を図る必要があります。
- ▶ 消費生活に関する様々な相談や問題に取り組んでいる市民団体は、消費者の立場に立った活動を展開しています。消費者の利益の擁護と増進を図るため、これらの団体の自主的な活動を支援するとともに、消費生活センターと連携した行動が取れるように、情報交換の場を提供する必要があります。
- ▶ 社会に出て間もない若者や高齢者などを対象に、強引な商法を行う業者や集団が増えてきています。複数で連携して未公開株の購入を促すなど、手口も巧妙化していることから、若者や高齢者を対象とした研修会や出前講座などを実施し、自ら適切な判断ができる消費者育成のための支援が必要です。

施策の方向

1 消費者保護体制の充実

消費者被害の防止

消費者被害の未然防止や拡大・再発防止のため、消費者団体と情報交換や連携を図り、消費者教育や啓発の充実・強化を図ります。

消費者相談機能の充実

多重債務の解決策など消費生活相談員の専門講座への参加支援や専門家を活用した問題の解決を支援します。

主要事業

①-1 消費生活センターの充実

消費者被害の未然防止や拡大・再発防止、被害者の救済のため、相談員の知識を充実させるとともに、啓発コーナーにパンフレットなどを設置して、消費生活センターの活用促進を図ります。

また、警察などの関係部署との情報交換や連携を図ります。

2 消費者の自立支援

消費者研修の強化

消費者が悪徳商法や振込め詐欺などの被害に遭わないよう知識を深めるため、出前講座・研修会などを実施します。

主要事業

②-1 消費者研修会の開催

消費者の自立支援のために、研修会や実例を取り入れた講演会・講座を実施し、消費生活に役立つ情報を提供します。

成果指標

指 標 名	現状値 (H22)	目標値 (H27)
消費者啓発講座等受講者数	1,495人	2,000人

施策の目標

情報通信技術による利便性の向上と地域の活性化

第2次電子自治体推進計画に基づき、行政情報のデジタル化による電子自治体化と、市内全域で利用可能となった高速インターネットなどを活用することにより、多様化する市民のニーズに対応し、市民生活の利便性の向上を目指します。また、情報通信技術を活用した市民相互、市民と行政のコミュニケーションを活発にし、地域の活性化を図ります。

現状と課題

- ▶ 当市の大きな課題であった地域による情報格差を解消し、市内全域で高速インターネットが利用できるような環境になったことから、これからは、その利活用に重点を移す必要があります。
- ▶ 暫定的に衛星放送で視聴しなければならない世帯に対して、国及び関係機関と連携し、地上デジタル放送への完全移行に向けての対策を行う必要があります。
- ▶ 電子情報の安全管理については、外部からの不正な侵入や情報の漏えい、改ざんの防止に対応する必要があります。
- ▶ 個々の業務を効率化するための業務システムについて、互いに連携することにより、全体的な業務の効率化を図る必要があります。

施策の方向

1 地域情報化の推進

利便性の向上

行政手続きの電子化など、情報通信技術を活用し、市民生活の利便性や質の向上を目指します。

地域の活性化

情報通信技術を活用した市民相互、市民と行政のコミュニケーションを活発にし、地域の活性化を図ります。

地上デジタル放送への完全移行

暫定的な難視対策の対象地区の方が、恒久的な対策手法により地上デジタル放送を視聴できるよう、国及び放送事業者など関係機関と協力して対応します。

主要事業

①-1 電子申請等利用促進事業

市内全域で利用可能となる高速インターネットの環境を活用し、様々な行政手続きの電子申請や電子納付など、利便性の向上を図ります。

①-2 地上デジタル放送難視対策事業

暫定的な難視対策衛星放送により地上デジタル放送を視聴せざるを得ない難視地区に対し、国及び放送事業者と調整を図り、中継局や共聴施設の設置の促進など、恒久的な難視聴対策に努めます。

2 庁内情報化の推進

電子自治体の推進

安全な情報管理のもと、情報通信技術を活用し、行政事務の効率化とコストの削減を図るとともに、様々な業務システムを連携することなどにより、多様化する市民ニーズに対応できる電子自治体の推進に努めます。

主要事業

②-1 電子情報安全管理事業

外部からの不正侵入及び事故などによる内部からの情報漏えいなどに対して、市の保有するすべての情報資産の安全管理を行います。

②-2 電子情報環境整備事業

庁内情報環境の計画的な整備やクラウドコンピューティング※1などの新たな技術の活用により、危機管理対策や費用の削減を図るとともに、市民生活の利便性の向上と庁内業務の効率化を目指します。

※1 クラウドコンピューティング：従来、利用者が所有するコンピュータ上で利用・管理していたソフトウェア・データなどのコンピュータ資源をネットワーク上にある国内外のデータセンターを通じ、サービスとして利用する形態。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
市が整備した光ファイバ網を利用したブロードバンド普及率	(整備中)	50%
暫定的難視対策対象世帯数	3,109世帯	0世帯

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市第2次電子自治体推進計画	平成24年3月	平成24年度～平成27年度
日光市情報セキュリティ基本方針	平成18年4月	平成18年度～

施策の目標

利用者に配慮したやすらぎの施設

斎場については、利用者の理解と協力を得ながら、適切な運営に努めます。
市営墓地については、やすらぎの施設として、適切な維持管理に努めます。

現状と課題

- ▶ 斎場における平成22年度の火葬件数は、1,100件を超え増加傾向にあります。そのため車椅子利用者などの障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての利用者が利用しやすい施設整備に努める必要があります。
- ▶ 市営墓地は、藤原、足尾、栗山の各地域に設置されており、さらに藤原地域の鬼怒川壺園内には身寄りのない方の納骨堂や供養塔も設置されています。現時点で、貸付できる墓地区画数は、藤原、栗山地域の129区画及び足尾地域の納骨堂42区画であり、借受希望者などのニーズを把握するとともに、その周知に努める必要があります。

施策の方向

1

斎場施設の整備

施設改修事業

市民が利用しやすい施設整備を進めます。

主要事業

①-1 火葬炉周辺設備整備事業

火葬炉を最良の状態に保つため、適正な整備改修を実施します。

①-2 斎場待合室等整備事業

斎場待合室などをすべての人が利用しやすいようにバリアフリー化を推進します。

2 市営墓地の適正な維持管理

市営墓地の維持管理

墓地や霊園の適正な管理・運営を図るとともに、環境美化の推進に努めます。

主要事業

②-1 市営墓地維持管理事業

市営墓地の維持管理について、墓地の利用者による管理組合などの組織化を図り、組合などによる委託管理を推進します。

3 市民への周知

市営墓地の周知

市営墓地の周知に努めます。

主要事業

③-1 市営墓地の周知

市営墓地の周知を図ります。

第4章

まちづくりの基本施策

第5節 かけがえのない自然環境を守る

- ① 自然環境
- ② 環境保全
- ③ 廃棄物・し尿処理
- ④ 低炭素社会

市民満足度の推移と目標(市民アンケート調査項目)

	H18	H23	H27
▶自然環境の豊かさ	54.3%	76.2%	80.0%
▶騒音・振動・悪臭等の環境対策	18.4%	31.0%	50.0%
▶ごみ収集・処理の状況	22.5%	43.8%	65.0%

(※各項目における「満足」+「やや満足」比率)

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満15歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度(20項目)について、施策分野に関連する項目の推移と目標を示しています。

1

自然環境

施策の目標

自然環境の保全

市民一人ひとりが自然との共生について理解を深めるため、生物多様性^{※1}を守り次の世代に引き継いでいくための取り組みを進めることにより、市民が潤いとやすらぎを感じる自然環境を確保します。また、日光市の優れた自然環境を保全するとともに、環境資源を活用し、多彩な環境交流の展開に努めます。

※1 生物多様性：森や野原、水辺などの自然のなかで、たくさんの動植物が「個性」と「つながり」を持って生きていること。

現状と課題

- ▶ 市民の意識は、自然とふれあい共生することができる豊かな地域社会の形成や、自然環境を大切にすまちづくりを求める方向へと変化していることから、環境保全思想の普及啓発や環境保全団体が行う体験学習開催の支援に努める必要があります。
- ▶ ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」や「鬼怒沼湿原」など、日光国立公園に代表される優れた自然環境や、里地里山、湧水、田園風景などの自然景観を次の世代に引き継ぐため、環境保全活動の基盤づくりを行う必要があります。
- ▶ 自主的な環境保全活動を促進するため、環境問題に取り組む団体の情報共有化やネットワーク化を図る必要があります。
- ▶ 自然から多くの恵みを受けて暮らしている一方で、開発や乱獲、里地里山の荒廃やほかの地域から持ち込まれた生きものによる生態系への影響が懸念されることから、生物多様性の保全を進める必要があります。
- ▶ オオタカの森を保全するために、地域住民や市民グループなどの協力や、専門家との連携を進め、地域における協働のしくみを構築するとともに、日光環境学習センターを中心とした環境学習の充実を図る必要があります。
- ▶ 河川や湖沼の水質汚濁が懸念されていることから、水質の状況を的確に把握できるよう調査・監視体制の充実を図る必要があります。

施策の方向

1

環境保全活動の基盤づくり

環境教育・環境学習の充実

自然に親しみ、正しい理解のもとに環境保全の精神を養うとともに、自然環境保全教育の充実に努めます。

啓発広報活動の充実

自然保護に対する意識の高揚を図るため、環境問題や保全活動に関する情報を発信するとともに、環境資源の活用にも努めます。

環境保全団体との協働と活動の充実

鳥獣保護団体や環境保全団体と連携して、自然とふれあう機会を提供し、自然を愛する心とマナーを育成するとともに、情報共有化やネットワーク化に努めます。

主要事業

①-1 環境教育・環境学習推進事業

市民が豊かな自然環境を実感・体感し、環境への理解を深めるため、自然とふれあい、学習する機会の充実を図るとともに、日光水のある風景百選など、環境資源の再発見に努め、観光にもつながる環境交流を推進します。

①-2 クリーンパートナー支援事業

グループ・団体・地域・学校・企業などのボランティアによる地域環境美化活動を支援し、環境美化に対する意識の向上を図ります。

①-3 環境保全団体支援事業

市民の自主的な環境への取り組みを促進するため、環境保全団体を支援し、自然環境保全の強化を図ります。

2 生物多様性の保全の推進

自然との共生・保護活動の推進

生きものとともに暮らせる豊かな自然環境を維持するために、現状と課題を整理し、保護活動の推進に努めます。

外来植物対策の推進

ほかの地域から持込まれた植物がその地域に生育している植物の生育環境に影響を与えることから、ラムサール条約登録湿地周辺における外来植物の除去に努めます。

希少動植物の保護・啓発の推進

生物多様性保全の観点から、レッドデータブック※2を活用した希少種の保護・啓発に努めます。

オオタカの森保全活動の充実

モニタリング調査を継続して行い、保全活動へのフィードバックや自然解説員による希少植物類の監視に努めます。

※2 レッドデータブック：絶滅のおそれのある生きものの現状を記録した本。

主要事業

②-1 コカナダモ除去事業

湯ノ湖の水質汚濁の原因のひとつである外来植物コカナダモの除去を効果的かつ継続的に実施することにより、水質の浄化を図ります。

②-2 生物多様性啓発事業

希少種の状況や生物多様性の情報を発信し、自然との共生や保全を図ります。

②-3 オオタカの森保全推進事業

オオタカの森の保全状況や希少植物類の生育状況を確認するため、自然解説員による巡視を行います。

3 環境保全の推進

水質汚濁防止の推進

河川や湖沼、湧水の水質汚濁を未然に防止するための水質調査などに努めます。

監視体制の充実

優れた環境を保全するために、ボランティアで活動できる人材の育成に努め、監視体制の充実を図ります。

主要事業

③-1 河川等水質調査事業

河川や湖沼及び土壌の調査分析を計画的に実施し、水質汚濁や土壌汚染の防止を図ります。

③-2 湧水地保全事業

湧水の水質状況を把握するための分析調査と、湧水地の自然環境を監視するボランティアの支援・育成に努めます。

第5節 かけがえのない自然環境を守る

成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
環境学習会等の開催	34回	41回
クリーンパートナー団体数	39団体	44団体
湯ノ湖COD※3全層平均値	2.2mg/ℓ	2.0mg/ℓ
河川環境基準達成率※4	91.6%	100.0%
湧水ボランティア数	31人	40人

※3 COD(化学的酸素要求量):水の汚れを薬品を使って化学的に分解するのに必要な酸素の量で、数値が大きいほど水が汚れていることを表す(国の環境基準は湯ノ湖では1ℓあたり3mg以下)。

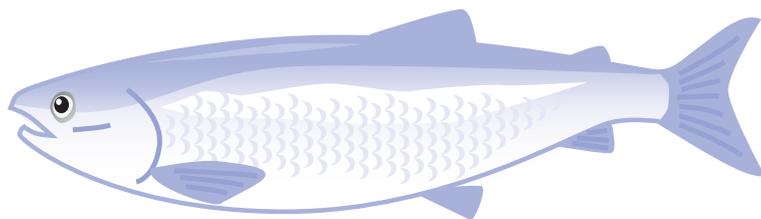
※4 河川環境基準達成率:国が定めた基準値が達成されることにより、人の健康が保護され、生活環境が保全されていることを表す指標。

関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市環境基本計画	平成22年2月	平成22年度～平成31年度
第2期奥日光清流清湖保全計画	平成18年3月	平成18年度～平成27年度
日光市クリーンセンター周辺オオタカの森保全基本計画	平成22年1月	平成22年度～平成31年度

日光創新に係る事業

事 業 名	事 業 内 容
レッドデータブック日光(植物編)作成事業	経済活動の影響や外来種の移入により、植物の生息環境に変化が起きていることから、希少種の生息状況を把握するため、レッドデータブックを作成し、自然との共生や保全を図ります。
日光水のある風景百選事業	日光市には、残しておきたい水のある場所、広く知ってもらいたい水の風景が数多くあり、日光水のある風景百選を選定することにより、日光の水や日光と水の結びつきを再発見するとともに、観光資源として活用します。



市の魚 ヒメマス

2

環境保全

施策の目標

生活環境保全対策の推進

生活環境を良好に保つため、経済活動や市民生活に起因する大気汚染、水質汚濁、悪臭などに対する発生源対策や監視体制を充実するとともに、より質の高い生活環境を目指し、市民の健康及び安全な生活を守ります。また、地域住民が互いに環境に配慮し合う意識を高めることにより、市民と一体となった環境保全対策の充実を図ります。

現状と課題

- ▶ 工場などを発生源とする産業型公害から、市民生活によって生ずる生活型公害へと変化しており、生活環境上の苦情が増える傾向にあることから、環境汚染などの未然防止に努める必要があります。
- ▶ 野外焼却など日常生活に起因する環境問題については、市民一人ひとりが環境に配慮するよう、モラルの向上を図るための啓発に努める必要があります。
- ▶ 良好な生活環境を保全するため、生活環境の維持、保全に関する苦情や相談に対して適切に対処する必要があります。
- ▶ 工場などに対して環境汚染などの発生防止を指導することにより、環境保全に対する意識の向上を図る必要があります。
- ▶ 快適な生活環境を守るため、大気汚染や水質汚濁に対する工場などの汚染物質の発生源対策を推進するとともに、監視を継続的に行う必要があります。
- ▶ 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響が社会問題となっていることから、放射線量の測定を継続的に行う必要があります。
- ▶ ダイオキシンやアスベストによる健康被害が大きな社会問題になっており、環境に悪影響を及ぼすおそれのある有害化学物質などに対する指導に取り組む必要があります。
- ▶ 土地の埋め立てをする場合に、汚染土壌が搬入されないことがないよう、事業者を指導するとともに、土砂などが安全基準に適合しているか監視を行う必要があります。

施策の方向

1 環境問題の未然防止

啓発活動の推進

野外焼却による大気汚染や生活騒音など、身近なところからの環境問題の発生を防止するため、モラル向上の啓発に努めます。

苦情相談対応の充実

日常生活から発生する近隣同士の苦情を解消するため、相談体制の充実に努めます。

主要事業

①-1 環境相談対策事業

環境問題に対する速やかな対応を図るために、相談体制の充実と禁止行為の啓発に努めます。

2 環境汚染などの防止対策の推進

事前協議の指導

大規模建築物の建築に関する事前協議において、環境汚染などの未然防止や環境保全の指導に努めます。

自主管理の推進

環境汚染などの発生を防止するため、工場などに対して環境保全に係る定期的な自主管理の指導を行うことにより、環境負荷の低減を図ります。

環境保全協定締結の推進

工場などで環境配慮に対する意識が高まっていることから、環境問題に取り組むことの重要性をさらに啓発し、環境保全協定締結を推進します。

主要事業

②-1 環境汚染などの防止対策事前指導

大規模建築物の建築着工前に実施する事前協議において、環境汚染などの未然防止と環境保全の指導に努めます。

3 監視体制の推進

大気環境保全対策の推進

工場などから排出される大気汚染物質を監視するための測定分析や大気(空気)中の放射線量の測定を行うなど、定期的な監視活動を行います。

水質汚濁防止対策の推進

河川や公共用水域の水質汚濁を防止するため、定期的な分析調査に努めます。

騒音・振動・悪臭防止対策の推進

環境基準や規制基準の達成状況を把握し、指導や対策に努めます。

有害化学物質対策の推進

有害化学物質の環境汚染問題に対処するため、事業者による化学物質の自主的な管理体制の指導に努めます。

土壌汚染防止対策の推進

搬入土壌による汚染を防止するため、搬入前及び搬入後の地質検査の指導に努めます。

主要事業

③-1 ばい煙測定事業

大気汚染を監視するため、工場などから排出されるばい煙などについての分析調査を計画的に進めます。

③-2 工場排水水質分析事業

工場などからの公共用水域への排水水を監視するため、定期的な水質調査を行います。

③-3 地下水水質分析事業

有害化学物質による地下水汚染を未然に防止するため、地下水の水質調査を定期的に行い、地下水の安全確保に努めます。

③-4 ゴルフ場農薬調査事業

農薬の安全かつ適正な使用及び管理を監視するとともに、農薬の残留濃度を調査して河川や地下水の水質汚濁防止に努めます。

第5節 かけがえのない自然環境を守る

成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
公害苦情件数	90件	60件
工場排水協定基準達成率※1	99.5%	100.0%
地下水水質基準達成率※2	99.8%	100.0%
ゴルフ場農薬暫定指導指針達成率※3	100.0%	100.0%

※1 工場排水協定基準達成率:工場などから排出される水が、市と締結した協定値や国や県が定めた基準値を達成しているかを表す指標。

※2 地下水水質基準達成率:国が定めた地下水の基準値などを達成しているかを表す指標。

※3 ゴルフ場農薬暫定指導指針達成率:ゴルフ場などから排出される水が、国が定めた指針値を達成しているかを表す指標。

関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市環境基本計画	平成22年2月	平成22年度～平成31年度

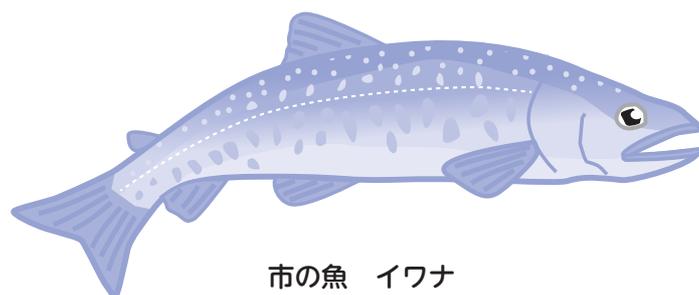
第1章 はじめに

第2章 基本フレーム

第3章 日光創新

第4章 まちづくりの基本施策

第5章 まちづくり推進の方策



市の魚 イワナ

3

廃棄物・し尿処理

施策の目標

循環型社会形成の推進

資源には限りがあることから、不要となったものをごみとして扱うのではなく、過剰包装を断るなどのごみの発生を抑制する「リデュース」、使用された製品などを修理、洗浄などして再使用する「リユース」、廃棄物を原材料に戻して再利用する「リサイクル」の3Rを推進し、効率的な廃棄物処理による循環型社会を形成します。

現状と課題

- ▶ 近年の大量廃棄型のライフスタイルや社会経済システムの変化により、市が収集・処理したごみ総量は平成13年度をピークとして、その後、緩やかな減少傾向にあります。これからも、再生利用率の向上を図り、さらなる循環型社会を形成するなど、ごみの減量化を推進する必要があります。
- ▶ クリーンセンターの稼働により、ごみ処理施設を可燃ごみを扱うクリーンセンターと粗大ごみなどの不燃ごみや資源物を扱うリサイクルセンターの2つの施設に集約したことに伴い、使用廃止後のごみ処理施設について解体撤去工事が必要になります。
- ▶ 資源化施設をリサイクルセンターに集約して効率化を図りましたが、既存施設の老朽化が進んでいることから、焼却施設解体跡地へのストックヤード整備と連携した整備が必要となります。
- ▶ ごみの減量や資源の有効活用を推進し、3Rを基本とした循環型社会の実現が求められており、ごみ減量化等実施指針に基づき、ごみ減量・資源化を推進していく必要があります。
- ▶ 観光地である当市では、ホテル・旅館・食堂などの事業所から多量に事業系一般廃棄物が排出されることから、これらの事業所に対して、減量・資源化を働きかける必要があります。
- ▶ 安易なポイ捨てや悪質な不法投棄をなくし、観光地として多くの観光客をあたたく迎えるために、ごみが散乱していない清潔で快適な環境づくりを推進する必要があります。
- ▶ し尿処理施設環境センターの老朽化が進んでいることから、今後のし尿処理の動向を見据えたうえで、し尿処理施設の適切な管理運営を図る必要があります。

施策の方向

1 ごみ処理施設の整備・適正管理

ごみ処理施設の解体と リサイクルセンターの整備

使用廃止となったごみ処理施設の解体やリサイクルセンターの資源化施設の整備を推進します。

クリーンセンターの適切な運営

ごみの焼却から焼却灰の溶融化までを一体的に行うクリーンセンターの適正な運転管理を行います。

主要事業

①-1 ごみ処理施設の解体・ 整備推進事業

使用廃止後のごみ処理施設の解体を計画的に実施するとともに、リサイクルセンターに集約した資源化施設の整備を行い、適切な管理運営に努めます。

2 ごみ減量・資源循環の推進 (3Rの推進)

ごみの発生抑制と再使用

生ごみの水切りの徹底、エコショップ※1制度の導入によるレジ袋の削減や割り箸、使い捨て容器の使用削減など、ごみの発生抑制と再使用を推進し、ごみの減量化を図ります。

リサイクルの推進

紙ごみの分別徹底や、資源物回収の啓発強化により、マテリアルリサイクル※2を推進し、可燃ごみの減量化を図ります。

また、クリーンセンターでのごみ焼却熱を発電エネルギーとして回収・利用するサーマルリサイクル※3を推進します。

家庭ごみの減量化

ごみの発生抑制、リサイクルの推進によるごみ減量の効果と、ごみ排出量の推移の検証を行い、家庭ごみの有料化の導入について方向性を示します。

事業系ごみの減量・資源化

事業系ごみについて、発生抑制や分別の徹底を働きかけ、減量・資源化を推進します。

主要事業

②-1 ごみ減量と リサイクル推進事業

家庭用生ごみ処理機器購入費の助成や剪定枝葉リサイクルの推進、資源物回収協力団体に対する助成などに努めるとともに、制度の周知啓発を徹底します。

②-2 エコショップの普及

ごみの減量及びリサイクルの推進に積極的に取り組む小売店などをエコショップとして認定するとともに、周知啓発によって、エコショップの普及に努め、あわせて事業系のごみ減量を推進します。

※1 エコショップ:自治体などのエコショップ制度に基づき、ごみ減量化・リサイクルや温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組むことを自ら宣言し、登録した小売店など。

※2 マテリアルリサイクル:新しい製品の材料や原料として再利用すること。

※3 サーマルリサイクル:焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

3 不法投棄の防止

不法投棄の監視活動

廃棄物監視員などによる監視活動を強化し、不法投棄を防止するとともに、不法投棄された廃棄物の撤去回収に努めます。

環境美化・環境保全の推進

環境美化委員活動の充実・活性化を図り、自治会・市民との協働によるクリーンキャンペーンを展開して、市域の環境美化を推進するとともに、不法投棄された廃棄物の回収費、処理費などに対する助成を行うことにより、環境保全に努めます。

主要事業

③-1 環境美化活動推進事業

環境美化委員、市民、自治会などと連携を図りながら実施する全市クリーン大作戦により、環境美化を推進し、不法投棄がなく、ごみが散乱していない環境づくりに努めます。

4 し尿処理施設の整備・管理運営

し尿処理施設の整備・管理運営

環境センター整備方針に基づき、大規模修繕による施設の長寿命化を図り、効率的で適切な管理運営に努めます。

主要事業

④-1 し尿処理施設基幹的整備事業

環境センターの大規模修繕を実施して施設の長寿命化を図り、効率的で適切な管理運営に努めます。

成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
1人1日当たりのごみ排出量	1,191 g	1,080 g
年間ごみ排出量	39,615 t	34,295 t
クリーンセンター等における再生利用率※4	16.0%	24.0%
クリーンセンター等における最終処分率※5	5.4%	5.0%
エコショップの認定店舗数	0店	20店
クリーン大作戦(夏季)参加人数	11,898人	12,300人

※4 再生利用率: (集団回収量+直接資源化量+中間処理後の資源化量)÷総ごみ量×100。

※5 最終処分率: 最終処分量÷ごみ排出量×100。

関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市環境基本計画	平成22年2月	平成22年度～平成31年度
日光市一般廃棄物処理基本計画	平成20年3月	平成20年度～平成29年度
日光市ごみ減量化等基本方針	平成20年12月	平成20年度～平成29年度
日光市ごみ減量化等実施指針	平成21年11月	平成21年度～平成29年度
日光市環境センター整備方針	平成22年9月	平成22年度～平成25年度

日光創新に係る事業

事 業 名	事 業 内 容
全市クリーン大作戦	市民参加による一斉清掃活動を通して、身近なところから快適な環境を市内全域に広げ、日光市を訪れる人々が再び訪れたいと思える環境づくりに努めます。

施策の目標

低炭素社会の実現

人々が生活することにより、すでに環境へ負荷をかけていることに気づき、市民一人ひとりが地球温暖化を自らの問題と考え、自分でできることを実践することが重要です。市民総ぐるみで地球温暖化の防止に取り組み、人と自然が持続的に共生していく低炭素社会^{※1}の実現を目指します。

※1 低炭素社会：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。

現状と課題

- ▶ 地球温暖化は、目に見えないため、危機的な状況が理解しにくい現状にあることから、地球温暖化防止を図るため、市民や企業などへの啓発広報活動に努める必要があります。
- ▶ 家庭における地球温暖化対策は、気づき、実践、継続することが必要になることから、きっかけづくりや継続的な取り組みが必要です。
- ▶ 太陽光発電や中小水力発電、森林等バイオマス資源^{※2}など、新エネルギー^{※3}の現状についての把握に努めるとともに、環境負荷の少ない新エネルギーやシステムの導入に努める必要があります。
- ▶ 温室効果ガス^{※4}の排出削減については、東日本大震災に伴う国や県の電力・エネルギー政策の動向を踏まえ、取り組みの見直しを行う必要があります。

※2 バイオマス資源：生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源の総称。

※3 新エネルギー：従来の化石燃料（石油や石炭）に代わる太陽光発電などのエネルギー。

※4 温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。

施策の方向

1 低炭素社会の実現

市民や企業等への環境情報の発信

環境機関紙、ホームページ、メールなど様々な媒体を活用し、市民・事業所・滞在者へ環境施策や環境情報を発信します。

家庭における地球温暖化防止の推進

環境施策や環境学習などを通じて、理解するだけでなく、エコライフ^{※5}を実践・継続する取り組みを促進します。

主要事業

①-1 環境情報発信事業

環境機関紙「環境にっこう」やホームページ、事業所向け環境メール発信事業などを通じて、環境情報発信の充実を図ります。

①-2 エコライフ推進事業

出前講座での地球温暖化防止の講座やクリーンセンターなどの見学者に対する啓発活動を推進します。

また、きっかけづくりとして、電気量の削減を競う「にっこううちエココンテスト」を実施し、地球温暖化対策について気づき、行動することを促進します。

①-3 住宅用太陽光発電整備導入支援事業

地球温暖化対策として、市民のクリーンエネルギー利用を促進するため、一般家庭用住宅太陽光発電システムの設置者に対する支援を行います。

※5 エコライフ：生活に欠くことのできない電化製品や自動車などを賢く利用する生活スタイル。

新エネルギー・新技術の普及促進

環境負荷の少ない新エネルギーについて啓発するほか、電気自動車、燃料電池自動車などの新技術について啓発・普及促進を図るとともに、現在導入されている家庭用太陽光発電システムなどの新エネルギーの利活用を促進します。

温室効果ガス排出量の削減

市内全域から排出する温室効果ガスの排出量を把握するとともに、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進します。

①-4 日光EV^{*6}・PHV^{*7}のまち推進事業

栃木県の「EV・PHVタウン構想」と連携しながら、低炭素社会の実現に向けた電気自動車などの普及促進のために充電器設置などの基盤整備を行うとともに、交通事業者に対する導入の働きかけを行います。

①-5 (仮称)日光市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定事業

市内全域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、日光市の自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策の実行計画を策定します。

※6 EV(エレクトリック・ヴィークル:電気自動車):搭載の電池とモーターで走行する自動車。

※7 PHV(プラグインハイブリッド):短い距離は電気で走行し、電池がなくなればハイブリッド(エンジンとモーター併用)で走行する自動車。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
住宅用太陽光発電機器設置補助数(累計)	114件(303件)	160件(1,000件)
電気自動車用急速充電施設設置箇所	2基	10基
温室効果ガス排出量(市全域)の削減率 基準年:平成18年度(基準排出量:676,853 t)	6.6% (H21:632,501 t)	10.0% (H31:609,167 t)
低公害車両(庁用車)保有台数	19台	29台

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市環境基本計画	平成22年2月	平成22年度～平成31年度
日光市役所環境配慮率先行動計画	平成22年3月	平成22年度～平成26年度
日光市地域新エネルギービジョン	平成21年2月	平成20年度～

日光創新に係る事業

事業名	事業内容
環境情報発信事業	環境機関紙「環境にっこう」やホームページ、事業所向け環境メール発信事業などを通じて、環境情報発信の充実を図ります。
うちエココンテスト	環境にやさしい生活へのきっかけづくりとして、家庭で省エネルギーにチャレンジしてもらい、電気使用量の削減でエコ度を競うコンテストを開催します。
住宅用太陽光発電整備導入事業	地球温暖化対策として、市民のクリーンエネルギー利用を促進するため、一般家庭用住宅太陽光発電システムの設置者に対して支援を行います。
日光EV・PHVのまち推進事業	栃木県の「EV・PHVタウン構想」と連携しながら、低炭素社会の実現に向けた電気自動車などの普及促進のために充電器の設置などの基盤整備を行うとともに、交通事業者への導入の働きかけを行います。

第5章

まちづくり推進の方策

第1節 市民と行政の協働によるまちづくり

- ① 市民との協働によるまちづくり
- ② 地域・コミュニティ
- ③ ボランティア・NPO
- ④ 山間地域等の地域づくり

第2節 男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画社会

第3節 行財政基盤の確立

- ① 行政改革
- ② 財政基盤
- ③ 公有財産
- ④ 市職員

第4節 総合計画の推進

- ① 総合計画の着実な推進

市民満足度の推移と目標(市民アンケート調査項目)

	H18	H23	H27
▶ 日光市まちづくり基本条例の認知度	—	55.2%	65.0%
▶ 行政情報や催し物等の情報の提供状況	11.0%	15.1%	20.0%
▶ 日光市に愛着を感じている市民割合	70.2%	77.1%	85.0%
▶ 女性の社会参画の状況	11.8%	10.5%	20.0%

(※各項目における「満足」+「やや満足」比率)

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満15歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度(20項目)の施策分野に関連する項目、まちづくり基本条例の認知度、日光市への愛着度についての推移と目標を示しています。

1

市民との協働によるまちづくり

施策の目標

市民が主役のまちづくり

市民一人ひとりの思いが活かされる市民自治の実現に向け、まちづくり基本条例に基づいて、積極的な行政情報の提供や、市民参画の促進を図り、まちづくりの主役である市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

現状と課題

- ▶ 少子高齢化や価値観の多様化が進むなか、行政に対する市民のニーズは多様化・複雑化・高度化しており、市民と行政が互いに課題や目標を共有したうえでまちづくりを進めていくことが求められています。そのため、行政情報を積極的に提供して説明責任を果たすとともに、より多くの市民の意見や提案を聴き、情報や意識を共有する必要があります。
- ▶ 広大な市域において、多様な地域の個性や特色を活かしたまちづくりを進めるためには、市民の参画が重要になっていることから、市民が主体的にまちづくりに参画することができるよう、多様な参画方法を設け、市民の意向を適切に反映した開かれた市政経営に努める必要があります。
- ▶ 「新しい公共」とも呼ばれるような、市民と行政が連携・協力して提供することがふさわしい公共サービスの領域が大きくなってきていることから、市民と行政の適切な役割分担のもとで、相互の協力関係を充実・強化し、市民の創意と活力を活かした協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

施策の方向

1 まちづくり意識等の共有化

市民自治の振興に対する意識の共有

市民がまちづくり基本条例の基本理念に対する意識を共有できるように努めます。

情報の適切な公開

市民のプライバシーや権利の保護を図りながら、市民への説明責任を果たすため、行政が保有する情報を適切に公開します。

広報活動の充実

行政情報などを様々な情報媒体を用いて、的確でわかりやすく提供するように努めます。

広聴活動の充実

市民や地域の課題の把握に努めるとともに、市に対する意見や提案などを幅広く聴取して、市政に反映します。

主要事業

①-1 市民自治意識向上事業

まちづくりに関する講座などの開催や各種会議、広報、ホームページなどを活用し、市民自治意識の向上やまちづくり基本条例の理解促進を図ります。

①-2 広報事業

広報にっこうなどの広報紙やホームページ、メール配信において、的確でわかりやすい行政情報とともに、幅広い地域情報を提供します。

①-3 広聴事業

自治会を通じて地域の課題を把握するしくみや、市民と直接対話できる場を設けるとともに、「市長への手紙」などにより、様々な市民の意見を聴取します。

①-4 市民アンケート調査の実施

行政に対するニーズやまちづくりに対する考え方を把握するため、市民アンケート調査を定期的に実施します。

2 市民参画の促進

地域審議会^{※1}の充実

地域審議会自らが地域が抱える課題を抽出し、改善策を検討したうえで、市に提言を行う機能を強化します。

市民参画機会の充実

パブリックコメント制度の活用や各種審議会・委員会における公募制の拡充などにより、計画や施策の企画・実施・評価などの各段階において、市民が積極的に参画できる機会の充実に努めます。

※1 地域審議会：合併に伴う不安解消と市民の意見を市政に反映させることを目的に、合併協定に基づき、旧市町村を単位に設置した組織。

主要事業

②-1 パブリックコメントの実施

市の基本的な政策を定める各種計画などに市民の意見を反映させるため、立案などの段階において、パブリックコメントを実施します。

②-2 審議会等における公募制の拡充

計画や施策の策定段階から市民が参画できるように、審議会などにおける委員の公募制を拡充します。

3 協働によるまちづくりの推進

協働推進体制の整備

市民と市の適切な役割分担のもと、相互に補完・協力し、協働によるまちづくりを推進する体制を整えます。

主要事業

③-1 (仮称)協働のまちづくり推進の指針策定

多くの市民が主体的にまちづくり活動や市政に参画できる機会の創出や環境整備に向け、市民と市の役割分担や市民参画、協働による事業のあり方・進め方などについての基本的な指針を策定します。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
地域活動や行事などの身近なまちづくりにかかわっている人の割合	(H23)59.1%	70.0%
年間HPアクセス数	623,328件	800,000件
パブリックコメントにおける提出意見数(実施一回あたりの平均意見数)	1.7件	5件
公募委員制を採用している審議会等の割合	29.7%	50.0%
市民と行政の協働によるまちづくりが進んでいると思う人の割合	(H23)24.2%	50.0%

日光創新に係る事業

事業名	事業内容
市民自治意識向上事業 (まちづくりアカデミーの開催)	市内の高校生(市外の高校に通う市内在住の高校生を含む)を対象にまちづくりに関する講座を開催して、まちづくり基本条例の普及啓発を図るとともに、高校生の主体的なまちづくり活動を支援します。
(仮称)協働のまちづくり推進の指針策定	多くの市民が主体的にまちづくり活動や市政に参画できる機会の創出や環境整備に向け、市民と市の役割分担や市民参画、協働による事業のあり方・進め方などについての基本的な指針を策定します。

2

地域・コミュニティ

施策の目標

コミュニティ^{*1}づくりの支援

市民相互の交流や連携によって生まれる、生きがいや楽しさを実感できるコミュニティづくりを支援します。

※1 コミュニティ:共同(生活)体。地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集まり。

現状と課題

- ▶ 個人の価値観が多様化するなか、地域・コミュニティへの参加意識の希薄化が進み、本来地域が持っていた助け合いの機能が低下しつつあります。平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として地域・コミュニティの重要性が再認識されており、だれもが安全で快適な生活を送ることのできる地域・コミュニティの維持・発展のためには、人と人とのつながりを大切にするコミュニティ意識の再構築が必要となっています。
- ▶ 自治会はコミュニティ活動の中心的な役割を果たしていますが、加入世帯が年々減少傾向にあることから、自治会活動の意義や重要性を啓発し、参加意識の高揚や未加入者の加入促進に努める必要があります。
- ▶ 自治会の役割は、地域住民の交流促進をはじめとして、地域課題の解決、地域福祉の向上、生活環境の整備、美化活動の推進、地域伝統行事や文化の保護・継承など多方面に及び、その重要性がますます大きくなっていることから、コミュニティ活動に関する情報の提供や、自治会が行う事業への支援が必要です。
- ▶ 少子高齢化の進行などにより、コミュニティ活動の担い手不足が懸念されています。人材不足による活動の縮小や停滞を解消するために、新たな担い手として、団塊の世代の参加や次の世代のリーダー育成を支援するとともに、地域間の交流や地域とボランティア団体やNPOとの連携を進め、新たなコミュニティの創造を図っていく必要があります。
- ▶ コミュニティ活動を行うためには、拠点となる施設が必要であることから、地域住民や施設利用者のニーズを的確に把握しながら、自治会施設整備への支援やコミュニティ活動の拠点となる施設の整備充実を図る必要があります。

施策の方向

1 コミュニティ意識の醸成

地域コミュニティの再生

地域コミュニティ再生のため、自治会連合会と連携し、コミュニティ参加意識の啓発や、自治会会員の加入促進を図ります。

主要事業

①-1 自治会会員の加入促進

自治会長、行政推進員などと連携し、コミュニティや自治会活動の意義、その重要性の啓発に努めるとともに、未加入者の加入促進を図ります。

2 コミュニティ活動への支援

自治会活動への支援

地域住民の交流促進、地域福祉の向上、生活環境の整備などに向けた情報を提供し、自治会が行う様々な活動を支援します。

コミュニティ活動に関する情報の発信

地域づくりに関する先進事例や活動などについての情報を提供します。

人材養成の強化

コミュニティ組織の担い手や次の世代のリーダー育成を支援します。

コミュニティネットワークづくり

自治会とボランティア団体やNPOなどの交流や連携を深めるためのネットワークの構築を支援します。

主要事業

②-1 自治会活動支援事業

自治会が地域住民の生活環境の整備や地域福祉の向上、地域住民の交流のために行う事業を支援します。

②-2 先進地事例等の提供

地域づくりに関する先進地の取り組みなどの情報を収集し、自治会に提供します。

②-3 地域づくり人材養成支援事業

コミュニティやこれからの地域づくりに向けて、次の世代のリーダー養成を目指した研修会を開催します。

②-4 コミュニティネットワークの構築

地域間の交流や地域とボランティア団体やNPOとの連携を進めるための情報収集や提供を行い、コミュニティネットワークの構築を支援します。

3 コミュニティ施設の整備

活動拠点の整備

コミュニティ活動の拠点となる自治会施設などの整備を支援します。

主要事業

③-1 コミュニティ施設整備事業

コミュニティ活動の拠点となる公共施設の整備充実を図るとともに、自治会施設などの整備を支援します。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
自治会加入世帯率	76.9%	80.0%
自治会活動支援事業利用団体数	未実施	225団体

日光創新に係る事業

事業名	事業内容
自治会活動支援事業	自治会が地域住民の生活環境の整備や、地域福祉の向上、地域住民の交流のために行う事業を支援します。

3

ボランティア・NPO

施策の目標

ボランティア・NPOと行政とのパートナーシップの確立

市民が、いきいきとした生活のなかで支え合う仲間をつくり、自己実現を図り、自らがまちづくりの主役のひとりとして活動できる環境を整備します。

現状と課題

- ▶ 市民と行政のパートナーシップのもとで、協働によるまちづくりを進めていくためには、ボランティアやNPOなど、多様な主体による自発的な活動を支援していく必要があります。
- ▶ 市民のニーズが多様化しており、行政には、地域性、専門性、多様性などが求められています。そのため、ボランティアやNPOなどと積極的な意見交換や情報交換を行い、その活力やノウハウを取り入れたきめ細かな市政経営を図る必要があります。
- ▶ ボランティアやNPOが継続的にその活動を展開していくためには、専門的知識を有する人材の確保や自立的な組織基盤の強化が必要です。
- ▶ 近年、ボランティア活動を通じて地域や社会へ貢献したいと感じる人の割合が高まってきており、それぞれのライフスタイルに合わせて気軽に参加できる活動の場や、きっかけづくりの場が常に提供できる環境づくりが必要です。
そのため、市民活動支援センターが市民活動情報の提供、相談、ボランティア間のネットワークづくりの拠点として機能できるよう、その強化を図る必要があります。

施策の方向

1 ボランティア・NPO活動への支援

市民活動への支援

市民が主役のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOなどの市民活動団体が自主的に行う活動を支援します。

主要事業

①-1 まちづくり活動支援事業

市民活動団体などが行うまちづくり活動や福祉活動、研修会やイベント開催などの活動を支援します。

2 市とボランティア・NPOとの協働の推進

各種計画づくりへの参画

市が策定する各種の計画づくりや各種審議会などに対する市民活動団体の参画を促進します。

ボランティアやNPOとの連携

ボランティアやNPOとの意見交換会などを積極的に開催し、相互の連携を図ります。

また、事業の共催、市事業の委託、指定管理者制度など様々な形態でのボランティアやNPOとの協働を積極的に推進します。

主要事業

②-1 ボランティア・NPO理解促進事業

ボランティアやNPOと市との意見交換会や、市民を対象にボランティアやNPOに関する講座を開催して、相互の理解を深め、協働によるまちづくりを推進するための連携を図ります。

3 ボランティア・NPOの人材育成や組織基盤の強化への支援

人材育成の強化

ボランティアやNPOなどの市民活動団体を対象に、団体の活動や運営の資質向上を図るために必要な専門知識の習得を目的とした各種講座を開催します。

主要事業

③-1 人材育成講座事業

市民活動支援センターにおいて、リーダー養成や運営管理など、団体活動に資する人材育成講座を開催します。

4 市民のボランティア・NPO活動参加への環境づくり

活動の場の環境整備

市民活動支援センターをはじめとする公共施設において、活動の場の環境整備を図ります。

活動情報の発信

イベントや様々な媒体を通じて、ボランティアやNPOなどの市民活動団体の活動状況の情報を市民に発信し、活動参加へのきっかけづくりを行います。

相談機能の充実

市民活動支援センターにおけるボランティアやNPOなどの市民活動に関する相談機能の充実を図ります。

ボランティアの養成

市民活動支援センターや社会福祉協議会において、ボランティア入門・養成講座を開催し、活動参加へのきっかけづくりを支援します。

ネットワークづくり

市民活動支援センターや社会福祉協議会におけるボランティアネットワークの拡充及びボランティアコーディネート機能の充実を図ります。

主要事業

④-1 市民活動拠点整備事業

市民活動支援センターの充実や、公共施設の空きスペースの有効活用などにより、市民活動拠点を整備します。

④-2 ボランティア・市民活動フェスタへの助成

ボランティアやNPOなどの活動状況を広く発信する「ボランティア・市民活動フェスタ」を支援し、市民のボランティアやNPOに対する理解促進を図り、活動への積極的な参加を促進します。

④-3 NPO・市民活動相談事業

市民活動支援センターに専門のスタッフを配置し、団体の設立や運営、ボランティアやNPOなどの市民活動への参加に関する相談に対応できるよう、相談窓口の充実を図ります。

④-4 ボランティア入門・養成講座事業

市民活動支援センターや社会福祉協議会において、ボランティア入門・養成講座を開催します。

④-5 ネットワーク構築事業

市民活動支援センターや社会福祉協議会において、ボランティアネットワークのさらなる拡充や、ボランティアに関する情報の発信、ニーズの集約によるボランティアコーディネート機能の充実を図ります。

成果指標

指 標 名	現状値 (H22)	目標値 (H27)
NPO理解促進・人材育成講座延べ受講者数 (目標値:平成24~27年度の累計)	28人	200人
NPO法人数	38法人	45法人
市民活動支援センター登録団体数	95団体	120団体
ボランティア・市民活動フェスタ参加団体数	17団体	30団体
ボランティア入門・養成講座延べ受講者数 (目標値:平成24~27年度の累計)	2,025人	10,000人

施策の目標

山間地域等の振興

過疎地域、豪雪地帯、高齢化集落など、市内において生活基盤が脆弱な地域やダム周辺地域の振興を図ります。

また、市内全域を対象に、交流、二地域居住^{※1}、移住へ向けた移住促進策などを推進するとともに、市内への定住を促進します。

※1 二地域居住：都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすこと。

現状と課題

- ▶ 過疎地域に指定されている足尾地域と栗山地域においては、国勢調査に基づく昭和35年の人口が合わせて21,359人でしたが、平成22年には、4,489人となっており、この50年間に79.0%減少しています。また、平成22年の高齢化率は、市全体が27.6%であるのに対して、足尾地域と栗山地域を合わせて43.1%と著しく高くなっています。そのため、若年層の定住促進や市外からの移住促進、外部人材の活用などにより、少子高齢化社会への対応に努める必要があります。
- ▶ 市内の山間部においては、高齢化率が非常に高くなっており、65歳以上の高齢者が人口の半数以上を占める小規模な集落が点在しています。こうした地区では、一般に生活基盤が脆弱であり、医療面での不安や交通手段の不便さといった問題が、やがて社会的共同生活の崩壊といった大きな問題につながる懸念があります。そのため、地域の住民が将来にわたり安全で安心して暮らせるよう、集落機能の維持や地域の活性化に向けた対策を講じる必要があります。
- ▶ 市内には、山間部の源流域を中心に多くのダムがあり、ダム湖の湖面や水辺環境、周辺の森林などの自然環境や観光施設などを有効に活用し、地域の活性化を推進する必要があります。
特に鬼怒川上流域の藤原地域、栗山地域については、国土交通省の管理する、五十里ダム・川俣ダム・川治ダム・湯西川ダムの4つの大きなダムがあり、ダムやダム建設に伴い整備した観光拠点施設を活かした周辺地域の活性化を計画的に進める必要があります。
- ▶ 市内の農山村地域では、高齢化や人口の減少に伴い空き家が増加しており、空き家の有効活用や地域の活性化を図る必要があります。
今後、さらなる少子高齢化や人口の減少が見込まれるなかで、地域の活力を維持していくためには、様々な側面から市内への定住を促進するための施策展開が望まれます。一方で、多様化するライフスタイルや価値観の変化から、田舎暮らしへの魅力が高まっており、市外からの二地域居住・移住対策を講じる必要があります。

施策の方向

1 過疎対策の推進

過疎対策の推進

過疎地域自立促進計画に掲げた施策の着実な推進を図ります。

生活基盤の整備

地域の道路や水道、教育施設や消防施設など、生活基盤の整備を継続して実施します。

産業の振興

豊富な地域資源と特性を活かした産業の振興を図ります。

人材の養成・確保

地域における保健・医療・福祉サービスの人材の養成・確保に努めます。

人的支援

外部人材を活用し、コミュニティ機能の維持と地域活性化を図ります。

主要事業

①-1 過疎地域自立促進計画の推進

庁内各部局間の横断的な連携を強化するとともに、実施状況の点検・評価を実施し、具体的な施策を推進します。

①-2 地域おこし協力隊事業

都市部の意欲のある若者を地域おこし協力隊員として派遣し、移住促進事業、都市との交流事業など、地域協力活動を実施して、地域づくりを支援します。

2 高齢化集落対策の推進

地域の見守りと地域づくりへの支援

市は常に高齢化集落を見守りながら、地域の抱える課題を把握するとともに、地域の住民が自ら行う地域づくりを支援します。

主要事業

②-1 地域づくりへの支援

交通弱者の移動手段の確保や買い物支援、豪雪地域における除雪など、生活課題の解決や地域の住民が自ら行う地域づくりを支援します。

3 ダム周辺地域の振興

湖面・水辺空間と周辺の自然環境・観光施設の利活用の推進

ダムの管理者や周辺地域の住民との協働により、ダムの湖面や水辺空間をはじめ、周辺の自然環境や湯西川ダム建設に伴い整備した観光施設を有効に活用し、地域の活性化を推進します。

主要事業

③-1 各種イベントや活性化活動の支援

ダムを活かした各種イベントや、周辺地域の活性化を目的に行われる活動を支援します。

③-2 観光拠点施設等の有効活用

水源地域の自然景観を活かした、農林施設・自然公園施設・スポーツレクリエーション施設など観光拠点施設の有効活用を図ります。

4 市内居住の推進

市内への定住促進

人口の減少傾向を鈍化させ、地域の活力を維持していくために、市内への定住促進に向けた各種施策を検討・展開します。

日光暮らしの情報発信

日光で暮らすための情報や日光暮らしを行っている方の情報を発信し、日光暮らしのPRに努めます。

主要事業

④-1 定住促進のしくみづくり

雇用の場の確保や子育て支援の充実などに加え、当市の地域特性に応じた効果的・総合的な定住促進のしくみづくりを進めます。

④-2 日光暮らし情報発信事業

Webサイトを活用し、二地域居住や移住された方の情報を発信し、日光暮らしの魅力のPRを行います。

④-3 空き家情報登録制度

賃貸や売買可能な空き家を把握して、日光暮らし希望者に情報を提供し、二地域居住や移住人口の増加を図ります。

成果指標

指 標 名	現状値(H22)	目標値(H27)
日光暮らしの相談件数	5件	25件
空き家情報登録制度を介した成約件数	—	5件

関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市過疎地域自立促進計画	平成22年12月	平成22年度～平成27年度
日光市高齢化集落対策実施計画(第2期)	平成24年3月	平成24年度～平成27年度
山村振興計画	平成20年12月	平成20年度～平成26年度

日光創新に係る事業

事 業 名	事 業 内 容
地域おこし協力隊事業	都市部より意欲のある若者を募集し、地域おこし協力隊員として委嘱し、足尾・栗山地域に派遣して、移住促進事業、地域活動への参加、地域振興策の推進などを実施します。

1

男女共同参画社会

施策の目標

男女共同参画社会の実現

男女がお互いに人権を尊重し、家庭・地域・職場などのあらゆる分野で、ともに責任を担いながら、個性や能力を十分発揮することができるワーク・ライフ・バランス^{※1}の推進と男女共同参画社会の実現を目指します。

※1 ワーク・ライフ・バランス:「仕事と生活の調和・両立」を意味し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できること。

現状と課題

▶ 近年、法律や制度面での男女平等は整いつつありますが、家庭・地域・職場など様々な分野において、男女の固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く存在しており、男女共同参画が進まない要因となっています。

男女がお互いに人権を尊重する社会を実現するためには、固定観念にとらわれない多様な生き方を社会全体が理解し、協力していく環境づくりが必要です。

このような状況に対応していくために、男女共同参画推進条例や男女共同参画プラン日光後期計画、配偶者からの暴力対策基本計画の推進を通して、家庭や地域、職場における男女の従来の意識を改革するための啓発を図っていく必要があります。

▶ 社会の様々な分野において女性が活躍しているものの、政策・方針決定の場などへの参画は少なく、女性の意思が政策や方針決定に十分反映されていない状況にあることから、女性のエンパワーメント^{※2}を推進し、審議会などへの登用を積極的に進めていく必要があります。

※2 女性のエンパワーメント(Empowerment):男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

施策の方向

1

男女共同参画の推進

男女共同参画推進条例に基づく施策の推進

男女共同参画推進条例に基づき、市民・事業者などと連携・協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進します。

男女共同参画計画の推進

男女共同参画プラン日光後期計画をもとに、具体的な施策などの実施状況の点検・評価を通して、男女共同参画を推進します。

配偶者からの暴力対策基本計画の推進

配偶者からの暴力対策基本計画をもとに、配偶者などからの暴力の根絶に向けた取り組みを行います。

ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と生活の調和を図ることの重要性や必要性について啓発を行います。

主要事業

①-1 男女共同参画広報紙の発行

広報紙によって男女共同参画についての考え方などを示し、男女共同参画を実現する意識の啓発・普及に努めます。

①-2 男女共同参画セミナー・フォーラムの開催

男女共同参画をテーマとした講演会などを開催し、意識の向上を図ります。

①-3 配偶者暴力相談支援センター事業

配偶者暴力相談支援センターにおいて、男女間の暴力に関する相談体制の充実を図ります。

①-4 ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催

仕事と家庭の両立支援を図る講演会などを開催し、意識の浸透を図ります。

①-5 男女共同参画推進事業者等の表彰

男女共同参画推進のための取り組みを積極的に行っている事業者などを表彰し、認定証を交付します。

2 人材育成

地域で活動する推進役の育成

地域で活動するリーダーを育成します。

女性サポートセンターの充実

女性サポートセンターにおいて、人材育成のための講座を開催します。

主要事業

②-1 人材育成事業

人間性豊かで地域に貢献できるリーダーを育成するため、県主催の人材づくり事業や指導者育成事業に派遣します。

②-2 講座の開催

人材育成のための各種講座を開催し、多くの男女に学ぶ機会を提供します。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
審議会等における女性委員の割合	30%	40%
積極的に男女共同参画を推進している事業者等の認定数(累計)	4事業者	14事業者
男女共同参画関係研修を修了して地域で活動する男性推進役の数(累計)	2人	7人

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
男女共同参画プラン日光後期計画	平成24年3月	平成24年度～平成27年度
日光市配偶者からの暴力対策基本計画	平成22年3月	平成22年度～平成27年度

1

行政改革

施策の目標

持続可能な行財政基盤の確立と自治体経営システムの構築

合併後の命題である「早期の一体感の醸成」、「各地域の均衡ある振興・発展」に引き続き取り組みながら、選択と集中による抜本的な行政改革を進め、持続可能な行財政基盤を確立するとともに、自己決定、自己責任に基づいた戦略的な自治体経営システムを構築することにより、効率的で効果的な市政経営を推進します。

現状と課題

- ▶ 長引く経済不況や雇用状況の悪化などによる税収の減少など、地方自治体の財政を取り巻く情勢は、大変厳しい状況にあります。さらに、多様化する市民ニーズを的確にとらえ、市民が真に必要なサービスを選別し、継続的かつ効果的に提供することが求められています。そのため、人材、財源、情報などの経営資源を適切に配分し、最小の費用で最大の効果が得られるよう、新たな視点から行政改革に取り組み、持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。
- ▶ 人口の減少や少子高齢化が急速に進行し、地域全体の活力低下が懸念される一方で、地方主権の推進に対応する自立した行政経営が求められています。そのため、自己決定、自己責任に基づいた戦略的な自治体経営システムを構築し、効率的な行政経営を行う必要があります。

施策の方向

1

事務事業の効率化と資源の有効活用

民間活力の活用

市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを実現するために、民間の専門知識やノウハウを活用した方がより良いサービスを提供できるものについては、指定管理者制度や民間委託などを進め、企業やNPOなどの民間活力を積極的に活用します。

事務事業の見直し

市民にとって真に必要な事業を実施していくため、行政評価制度を活用し、類似、重複事業の整理、統合を含めた事務事業の見直しを行います。

経営資源の有効活用

市の公共施設は合併により類似、重複化しており、今後、これらの維持管理、老朽化や耐震化に伴う改築などは非常に大きな財政負担となります。

そのため、市民と情報を共有したうえで、中長期的な視点に立って公共施設のあり方を見直します。

主要事業

①-1 民間活力活用指針の策定

民間活力の基本的な考え方や推進の方策をまとめた基本指針を策定します。

①-2 行政評価制度の有効活用

市民評価を含めた行政評価制度の充実を図り、事務事業を見直すとともに、総合計画の実施計画や予算編成に有効に活用します。

①-3 公共施設マネジメント計画の策定

公共施設の現状分析と課題の抽出を行い、施設のあり方などを見直すための計画を策定します。

2 行政経営システムの構築

体系的なマネジメントシステムの確立

最小の経費で最大の効果が得られるよう、PDCAサイクル※1を基本とした組織横断的かつ総合的な経営システムを確立し、効率的で効果的な行政経営を目指します。

効率的な組織機構

市民サービスの維持・向上と多様化する市民ニーズ、さらには国や県からの権限移譲に柔軟に対応できる組織を目指し、地域の特性を十分活かすことができるよう、本庁と各総合支所の役割を踏まえ、効率的で機能的な組織機構の見直しを行います。

職員の意識改革

行政改革を推進していくため、職員が改革についての必要性・重要性を認識するとともに、コスト意識、成果重視の徹底などを図ります。

市職員の定員適正化

中長期的な視野で将来の職員数の目標を定め、新規採用職員数の抑制、業務委託の推進などにより、市民サービスの維持や向上に十分配慮しながら、適正な職員数を実現していきます。

※1 PDCAサイクル:品質改善や業務改善を行うための手法の一つで、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)を繰り返すことで、常に施策や事業の最適化を図っていくもの。

主要事業

②-1 行政経営システムの具現化

地方主権時代に対応した自立した行政経営システムを具現化する計画を策定します。

②-2 定期的な組織の見直し

新たな課題や重点的に取り組むべき事項に確実かつ迅速に対応できるように、組織機構を定期的に見直します。

②-3 職員数の削減

新規採用職員数の抑制、業務委託の推進などにより、職員数の削減を実現します。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
市民満足度※2	(H23)5.10点	6.00点
市職員数	1,151人	1,030人
人件費削減額(平成18年度との比較)	11億円	19億円

※2 市民満足度:市民意識アンケート調査において実施した20の施策などに係る満足度調査の結果を10点満点で点数化した場合の平均点。

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市行政改革プラン	平成24年3月	平成24年度～平成27年度
第2期組織機構改革計画	平成23年12月	平成24年度～平成27年度

日光創新に係る事業

事業名	事業内容
公共施設マネジメント計画策定事業	公共施設の現状と課題を分析し、公共施設の複合化や統廃合を視野に入れ、日光市にとって最適な公共施設のあり方を検討します。

2 財政基盤

施策の目標

財政の健全化

徹底した行財政改革の推進、歳出の見直しによる抑制と重点化、自主財源の積極的な確保などに努め、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

現状と課題

- ▶ 標準的な行政経営を行ううえで、財源の3割程度を地方交付税に頼らざるを得ない状況が続いていることから、財政基盤の確立には、市税をはじめとした自主財源の確保が必要です。
- ▶ 財政健全化計画により、市税の徴収率向上や人件費の削減など、歳入の確保と歳出の抑制を進めていますが、依然として財政の硬直化傾向が続いており、多様化する市民のニーズや新たな行政課題に対応するためには、財政の健全化に向けた取り組みをさらに強化していく必要があります。
- ▶ 合併に伴う約24億円の普通交付税と臨時財政対策債の上乗せは、平成27年度まで現状維持が続いた後、5年間で段階的に減少し、平成32年度で終了します。一方、扶助費や医療・介護などの社会保障に係る経費は、今後も増加が見込まれることから、それらを見据えた財政運営が必要です。

施策の方向

1 財政健全化の取り組み

歳入の確保

財政基盤を確立するため、市税をはじめとした自主財源の確保に努めます。

歳出の削減

限られた財源のなかで、多様化する市民のニーズや新たな行政課題に対応するため、人件費の抑制や繰出金の適正化に努めます。

主要事業

①-1 市税収入の確保

課税対象の的確な把握と徴収率の向上を図り、市税収入の安定的な確保に努めます。

①-2 税外収入の確保

税以外の徴収率の向上と累積滞納の圧縮及び回収の強化などを進めます。

①-3 未利用財産等の処分

遊休状態の土地などの未利用財産については、売却などを推進します。

①-4 人件費の抑制

新規採用職員数の抑制や業務委託の推進などにより、職員数を削減し、人件費の抑制を図ります。

①-5 繰出金の適正化

国民健康保険などの特別会計は、独立採算が基本であることから、健全化に向けた取り組みを行い、一般会計からの繰出金を適正化します。

成果指標

指 標 名	現状値 (H22)	目標値 (H27)
市税現年課税分徴収率	94.6%	97.0%
経常収支比率※1	91.0%	89.0%
職員人件費	7,798百万円	7,014百万円

※1 経常収支比率: 経常経費に充てる一般財源を、経常的に収入し得る一般財源で割って得た百分率。経常的な収入が経常的な支出にどの程度充てられているか、地方公共団体の財政の弾力性を見る指標として使われる。家庭生活に例えると、給料に対する生活費の割合を示したもので、経常収支比率が100%を超えるということは、給料だけでは生活できない状態であることを表している。

関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
第2期日光市財政健全化計画	平成24年1月	平成24年度～平成27年度

3

公有財産

施策の目標

総合的・計画的な公有財産の管理と有効活用

市民の貴重な財産である公有財産の計画的で適正な維持管理を行い、市民サービスの向上に努めます。
また、公有財産の維持管理に係る経費の削減と余裕財産の売却などによる自主財源の確保を図るとともに、有効に活用するため、様々なマネジメント^{※1}手法による総合的管理を行います。

※1 様々なマネジメント:主なものとして「ファシリティマネジメント」と「アセットマネジメント」がある。ファシリティマネジメントは、施設の管理において当面の維持保全の視点だけにとどまらず、長期的かつ総合的に施設状態を管理することにより、できるかぎり少ない経費で最適な管理を行うこと。アセットマネジメントは、施設の建設・維持に係る総経費(ライフサイクルコスト)や更新時期、配置計画を含む総合的で最適な管理を進めること。

現状と課題

- ▶ 有料広告掲載事業については、厳しい経済状況により広告主の確保に苦慮していることから、広告料や広告媒体の見直しを行いながら継続的に実施していく必要があります。
- ▶ 将来的に利用目的が見込めない土地が増えていることから、未利用市有地の処分による財源の確保を図るとともに、適切な処分方法を検討する必要があります。
- ▶ 市有施設の空きスペースを利用して、民間への貸付などによる施設の有効活用を図る必要があります。
- ▶ 本庁舎及び各総合支所庁舎などは、平常時から多くの市民が利用し、平成23年3月に発生した東日本大震災においても災害発生時の拠点施設としての重要性が再認識されましたが、老朽化が進んでいることから、計画的・重点的に整備していく必要があります。
- ▶ 市有車両については、老朽化が進んでいるため、環境に配慮したエコカーへの計画的な更新を進める必要があります。

施策の方向

1

公有財産の有効活用

広告掲載事業の推進

市の資産のうち、広告媒体として活用できるものについては、積極的に有料広告掲載事業の導入を推進します。

市有地処分の推進

未利用市有地の把握と精査に努め、利用目的のない遊休市有地の売却処分を推進し、維持管理費用の軽減と歳入の確保に努めます。

施設の有効活用

市有施設などの利用価値や可能性に基づいて有効活用し、市民サービスの向上と空きスペースの貸付による財源の確保に努めます。

主要事業

①-1 広告掲載事業の推進

広告主の確保に努め、広告料や広告媒体の見直しを図りながら、積極的に有料広告掲載事業を推進します。

①-2 公有財産利活用の推進

公有財産の適正管理、遊休市有地の利活用及び適正処分を推進します。

2 公有財産の適正な維持管理

本庁舎及び各総合支所庁舎等の計画的・重点的整備

多くの市民が利用し、災害時の拠点施設でもあることから、計画的・重点的な整備に努めます。

公用車の適正な管理

環境に配慮したエコカーへの計画的な更新を図るとともに、電気自動車の導入に努めます。

主要事業

②-1 庁舎等の計画的・重点的整備

本庁舎及び各総合支所庁舎などの整備計画を策定し、重点的な整備・耐震化を図ります。

②-2 公用車の計画的更新

老朽化の著しい車両から計画的に更新を進めるとともに、環境に配慮した電気自動車などを導入します。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
有料広告掲載件数	27件	33件
普通財産売払収入額(平成24~27年度)	59百万円	110百万円
本庁舎及び総合支所庁舎の耐震化数(率)	3棟(38%)	7棟(88%)
電気自動車の導入台数及び削減燃料	0台 0ℓ	5台 3,000ℓ

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
第2期日光市財政健全化計画	平成24年1月	平成24年度~平成27年度

日光創新に係る事業

事業名	事業内容
公用車の計画的更新(電気自動車の導入)	老朽化の著しい車両から計画的に更新するとともに、電気自動車を導入し、自然環境の保全を図り、市内外に向けた低公害車の普及促進と市のイメージアップを図ります。

施策の目標

人材の育成

職員一人ひとりの能力開発や組織全体の意識改革を行うことにより、職員が行政経営に係る広い視野や専門的知識を身に付け、行政サービスの維持向上や様々な課題に対応できるよう、人材育成基本方針に基づいた人材の育成を図ります。

現状と課題

- ▶ 社会情勢が変化するなかにあって、職員に求められる能力はより高度化、専門化しています。そのため、新しい行政経営に対応できる職員を育成する必要があることから、目指すべき職員像や求められる能力を明確にし、人事管理の方策や職員の能力開発の取り組みを定めた、人材育成基本方針を策定しました。
この基本方針に基づく研修制度の充実や人事評価制度の導入などの人事管理システムを確立し、職員一人ひとりの資質の向上や行政経営を意識した組織の活性化を行う必要があります。
- ▶ 様々な課題に直面し、心身に不調をきたす職員もいることから、安全衛生管理委員会を活用した健康管理の支援策を講じる必要があります。

施策の方向

1 研修制度の充実

自己啓発支援体制の充実

職員研修の基本は、自己学習であり、個々の職員の資質を向上させるための支援策として、通信教育制度の充実と自主研修グループの支援を図ります。

職員研修制度の充実

公務員としての総論的な研修に加えて、職場内研修の組織的活用及び系統的な職場外研修の確立を目指します。

主要事業

①-1 自己啓発支援事業

職員個々の能力向上を目指した通信教育制度の充実や政策形成能力向上のための自主研修グループの助成を行います。

①-2 職員研修制度の充実

職場内研修の組織的な展開及び系統的な職場外研修としての階層別研修・専門研修の積極的活用を図ります。

2 人事管理システムの構築

人事配置基準の確立

組織の活性化を目指したジョブローテーション^{※1}の確立、キャリア形成^{※2}に関する支援制度の確立、女性職員の職域拡大などの人事配置基準の確立を図ります。

能力・業績に基づく人事評価制度の導入

人材の育成に主眼を置いて、個々の能力評価及び目標管理を用いた業績評価による人事評価制度の確立を図ります。また、この人事評価制度と連動した昇任制度の確立に向けて、昇任試験の必要性を検討します。

※1 ジョブローテーション:採用後の一定期間に、計画的に職務経験を積ませ、人材の育成を図るもの。

※2 キャリア形成:職務経験などを通して、職務能力を蓄積していくこと。

主要事業

②-1 人事評価制度の実施

人材の育成を目的として、能力・業績の評価を用いた人事評価制度を確立します。

3 健康管理体制の充実

安全衛生管理委員会による健康管理の支援

健康管理の基本は自己管理ですが、職場において心身の不調を早期に発見し対応する必要があることから、安全衛生管理委員会を活用した健康管理の支援を図ります。

※3 メンタルヘルスカウンセリング:心の健康に関するカウンセリング。

主要事業

③-1 健康管理支援の実施

健康診断を実施するほか、健康相談、メンタルヘルスカウンセリング^{※3}などを取り入れ、病気の早期発見に努め、組織的な健康管理体制を推進します。

成果指標

指標名	現状値(H22)	目標値(H27)
自主研修グループ数	3団体	12団体
市町村アカデミー等専門研修受講者数	40人	90人
人事評価により、意識や行動に良い変化があったと感じた職員の割合	(H22試行時)61%	90%
メンタル疾患長期休暇者 ^{※4} の割合	1.2%	0.9%

※4 メンタル疾患長期休暇者:心の病が原因で、1ヶ月以上の病気休暇を取得した職員。

関連する個別計画

計画名	策定年月日	計画期間
日光市行政改革プラン	平成24年3月	平成24年度～平成27年度
日光市人材育成基本方針	平成21年3月	平成21年度～平成27年度
日光市人事評価基本方針	平成22年3月	平成22年度～

1

総合計画の着実な推進

施策の目標

計画的なまちづくりを進める

将来の都市像「四季の彩りに 風薫る ひかりの郷」の実現に向け、後期基本計画に掲げた各施策分野について、その成果指標や主要事業の進捗管理を適切に行うとともに、個別計画の検討や行政評価などに基づく施策内容の見直しなどにより、各施策内容の円滑な推進を図ります。

現状と課題

- ▶ 合併当初は非常に厳しいものであった新市の財政状況は、総合計画前期基本計画や行政改革大綱、集中改革プランの着実な推進などによって、将来を見通せる状況となっています。しかしながら、人口の減少や少子高齢化の進行、地域経済活動の低迷など、市が抱えている課題は様々であり、市民ニーズはより高度化、多様化していることから、総合計画を基本とした市政経営を推進し、市民サービスの向上や行政の効率化を図っていく必要があります。
- ▶ 後期基本計画に位置づけた各主要事業の優先化や重点化により、各種施策内容の着実な推進を図るためには、その実効性を担保する実施計画や予算編成、各施策分野における個別計画の検討が重要です。
- ▶ 社会経済状況の変化に柔軟に対応していくため、各種施策の着実な推進や主要事業の財源確保に向けた、国や県との連携は大変重要であり、併せて近隣市町や関係機関などとの関係を強化していく必要があります。
- ▶ まちづくり基本条例の理念に基づき、市民参画を一層推進し、市民との協働のまちづくりや適切な役割分担の考え方の浸透を図ることが重要です。
- ▶ 計画期間内での各種施策の円滑な推進を図るためには、計画の進捗管理を適切に実施するとともに、必要に応じて施策内容の見直しなどを検討する必要があります。
- ▶ 効率的な行財政経営を実現するためには、すべての職員がそれぞれの仕事に対して常にコストや成果を意識することが重要なことから、職員一人ひとりの仕事に対する意識を向上させるため、行政評価制度を着実に進めていく必要があります。

施策の方向

1

計画行政の推進

後期基本計画の一体的な推進

後期基本計画に掲げた施策の着実な推進を図るため、向こう2年間の主要施策についての実施計画の検討・策定や一体的・有機的な予算編成を進めるとともに、庁内各部署間の横断的な連携を強化します。

個別計画の策定

各種施策の実効性を担保するため、各施策分野ごとに必要な個別計画を検討して策定します。

後期基本計画の周知

後期基本計画の市内外への周知や各種施策の市民への理解の促進を図ります。

2 関係機関との連携強化と適切な役割分担

国・県との連携強化

国や栃木県との連携をさらに強化し、後期基本計画に計上した各種施策の着実な推進や主要事業の財源確保に努めます。

他自治体や大学等との連携

各種関係団体や近隣市町、県内外の関係市町村などとの関係強化を図るとともに、大学などの連携やその活用を促進します。

適切な役割分担の推進

市民との協働のまちづくりの考え方に基づく、市民参画をさらに推し進め、適切な役割分担によって、より効果的な施策の推進を図っていくとともに、各地域審議会や各種関係団体からの意見などを考慮して、施策内容への反映を検討します。

3 より実効性のある計画行政に向けた取り組み

行政評価制度の活用

行政評価の手法によって導かれた事務事業の効率性、必要性、有効性などを実施計画や予算編成に反映させ、行政に求められる様々なニーズに的確に対応した市政経営に努めるため、PDCAサイクルの確立を図ります。

計画内容の進捗管理の実施

後期基本計画に掲げた成果指標や主要事業の推進状況の管理を行って、これを公表し、計画期間内の各種施策の着実な推進を図ります。

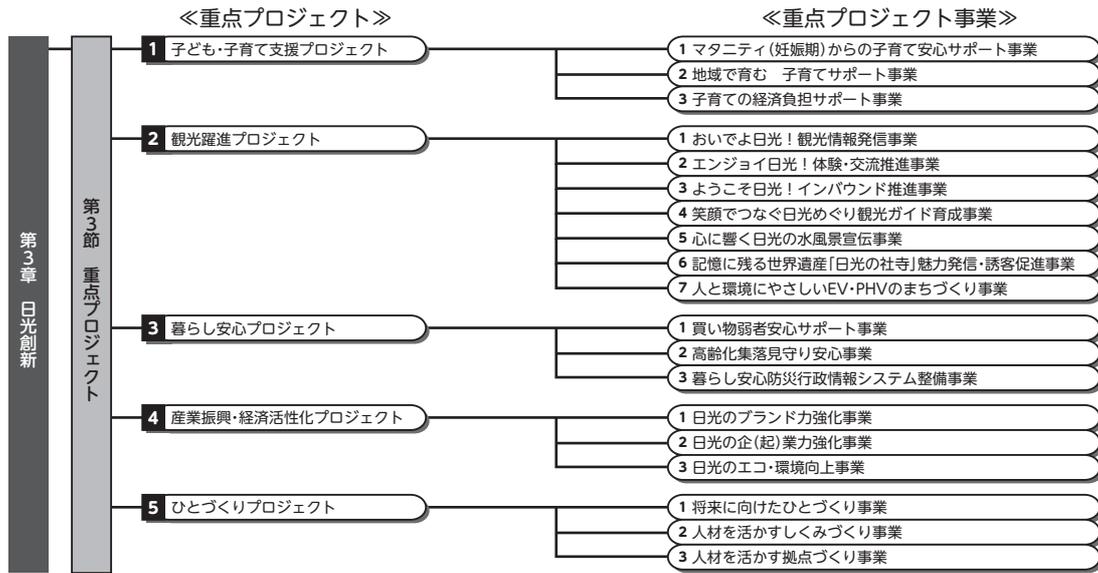
適切な施策内容の検討

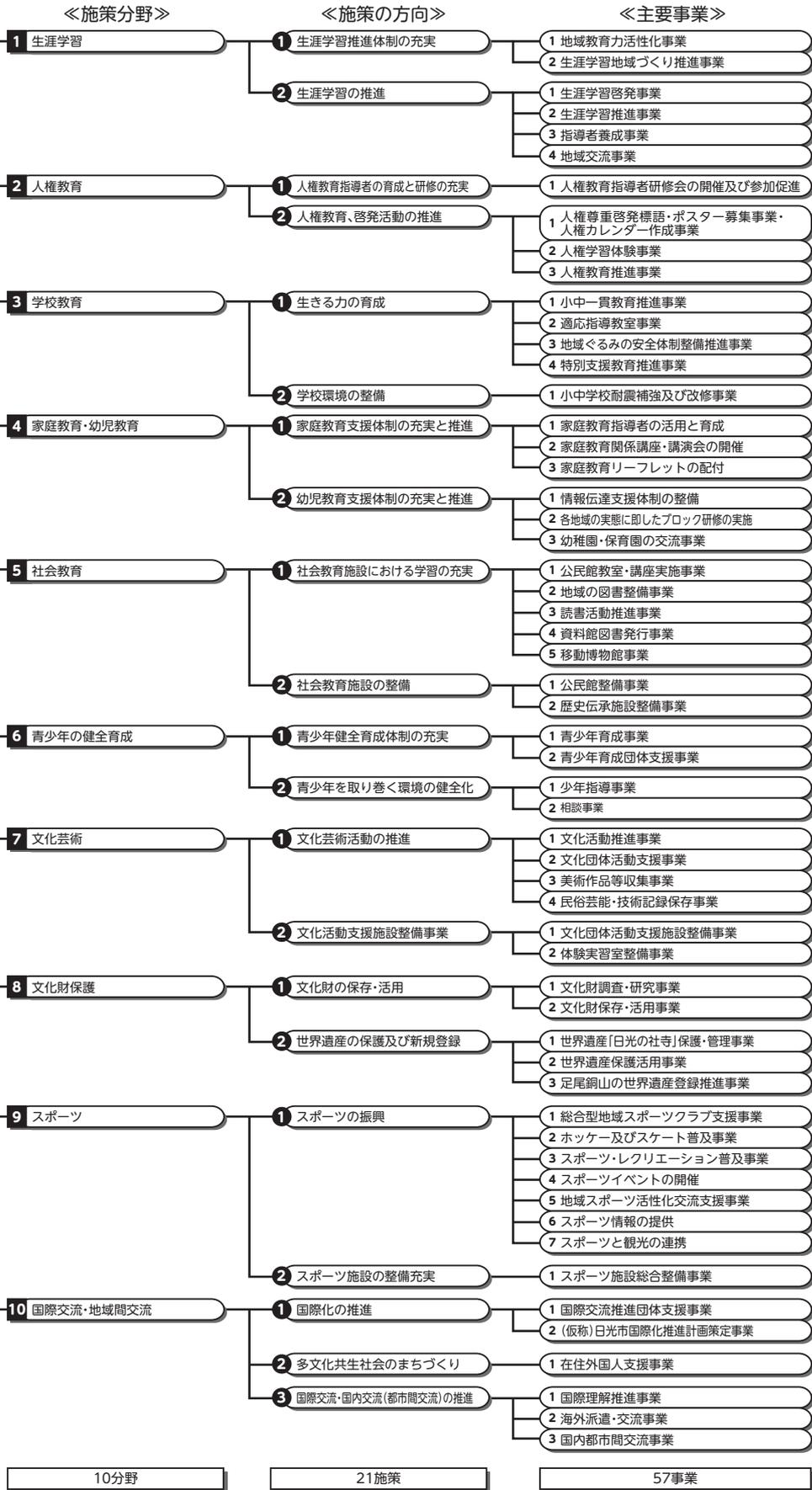
社会経済状況や当市の財政状況、市民ニーズの変化に柔軟かつ適切に対応するため、施策内容の最適化を検討し、毎年の見直しに基づいて策定する「実施計画」に反映するとともに、必要に応じて施策構成や事務事業の見直しなどを行います。

関連する個別計画

計 画 名	策定年月日	計画期間
日光市総合計画実施計画5～8		平成24年度～平成25年度 平成25年度～平成26年度 平成26年度～平成27年度 平成27年度～平成28年度
栃木県への要望	毎年7月	

施策の体系

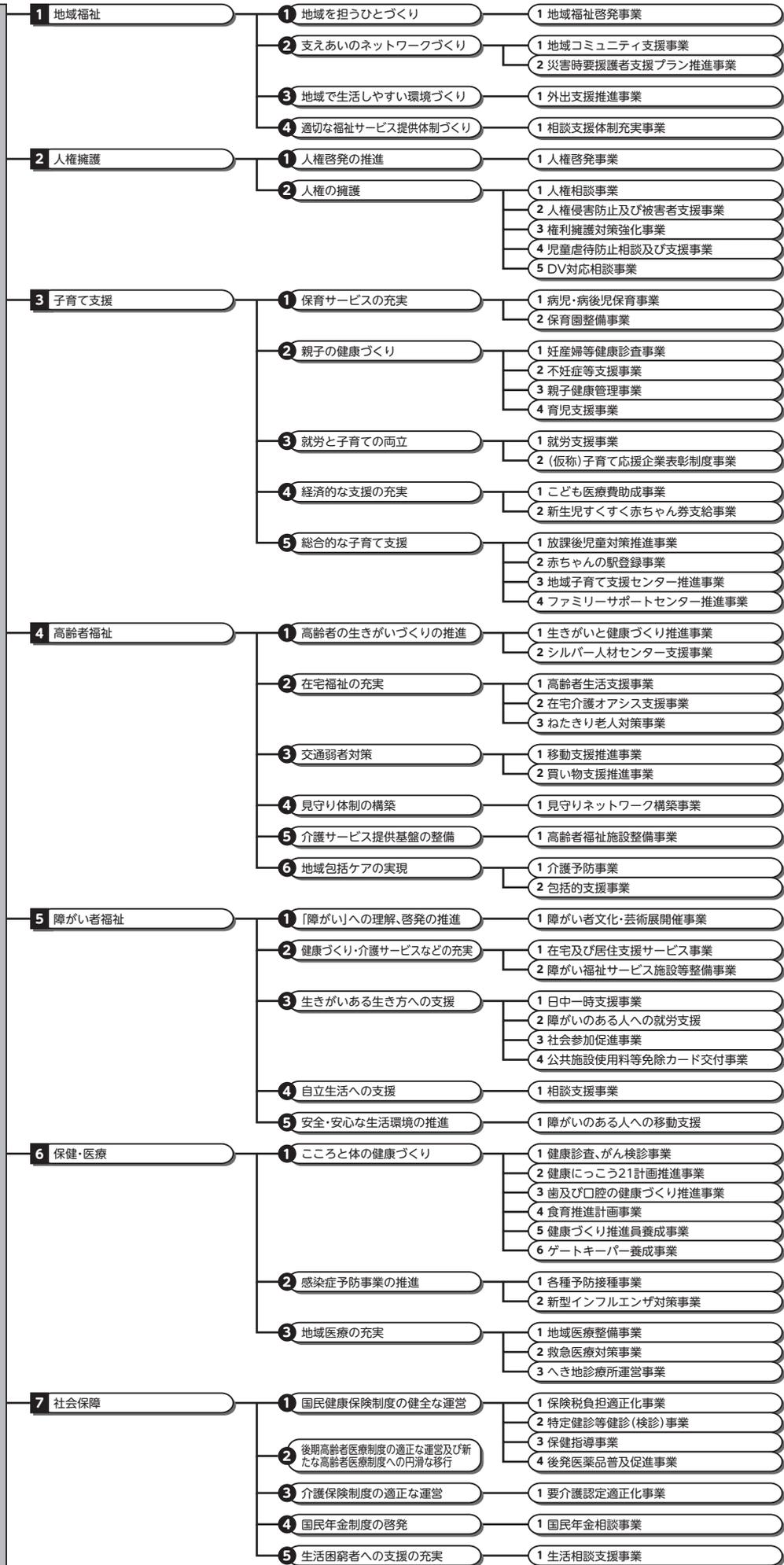




＜施策分野＞

＜施策の方向＞

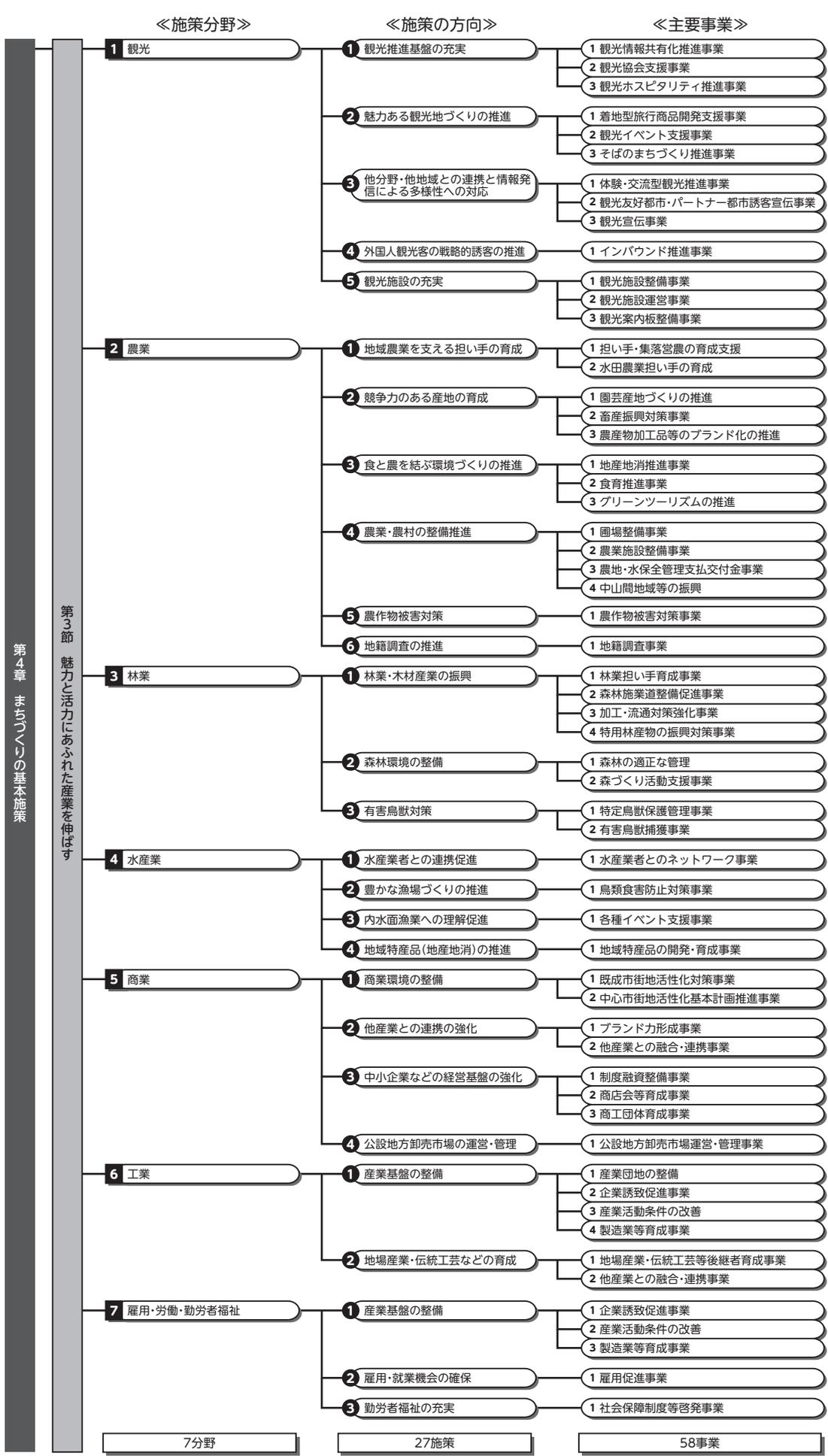
＜主要事業＞

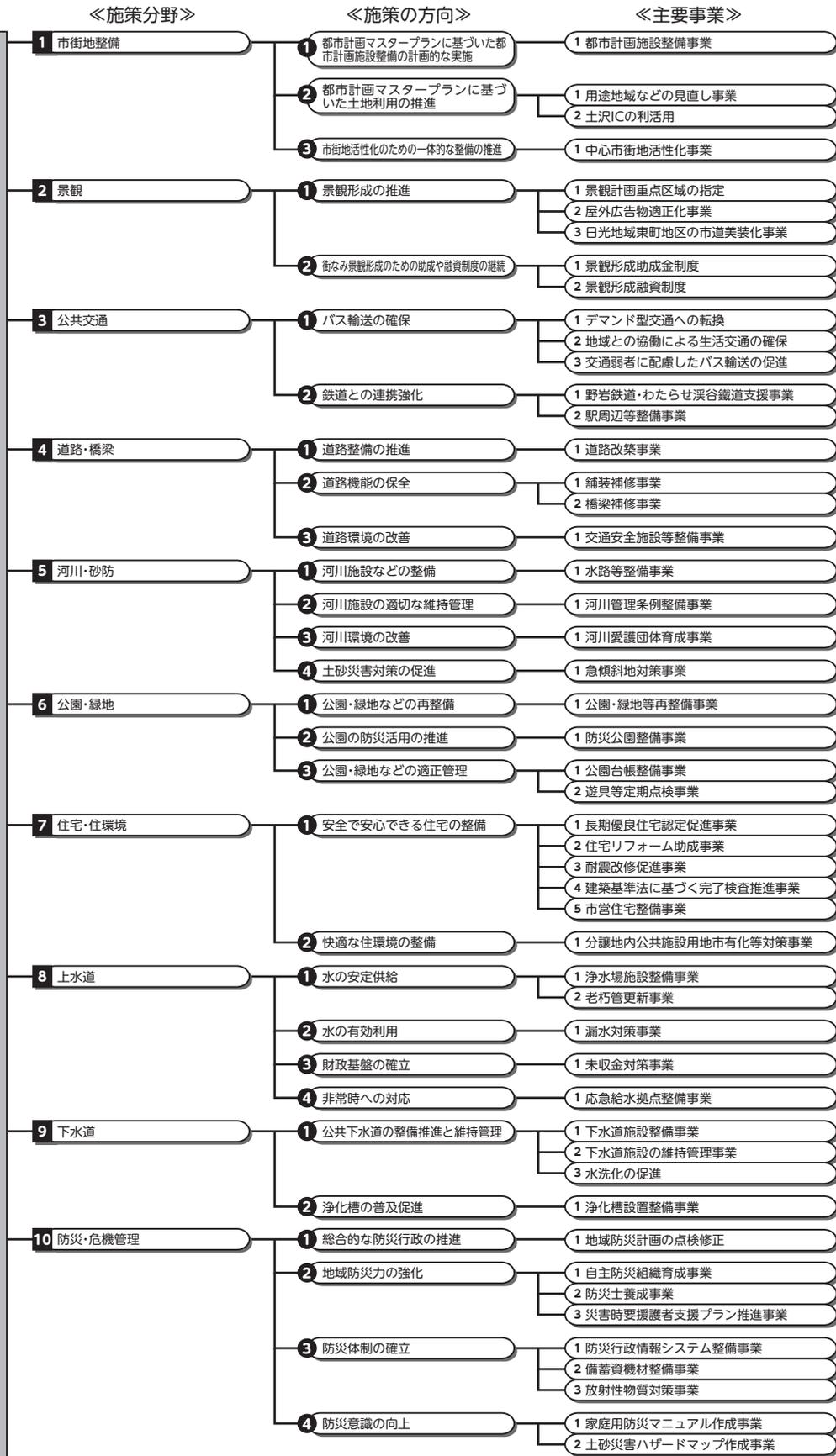


7分野

30施策

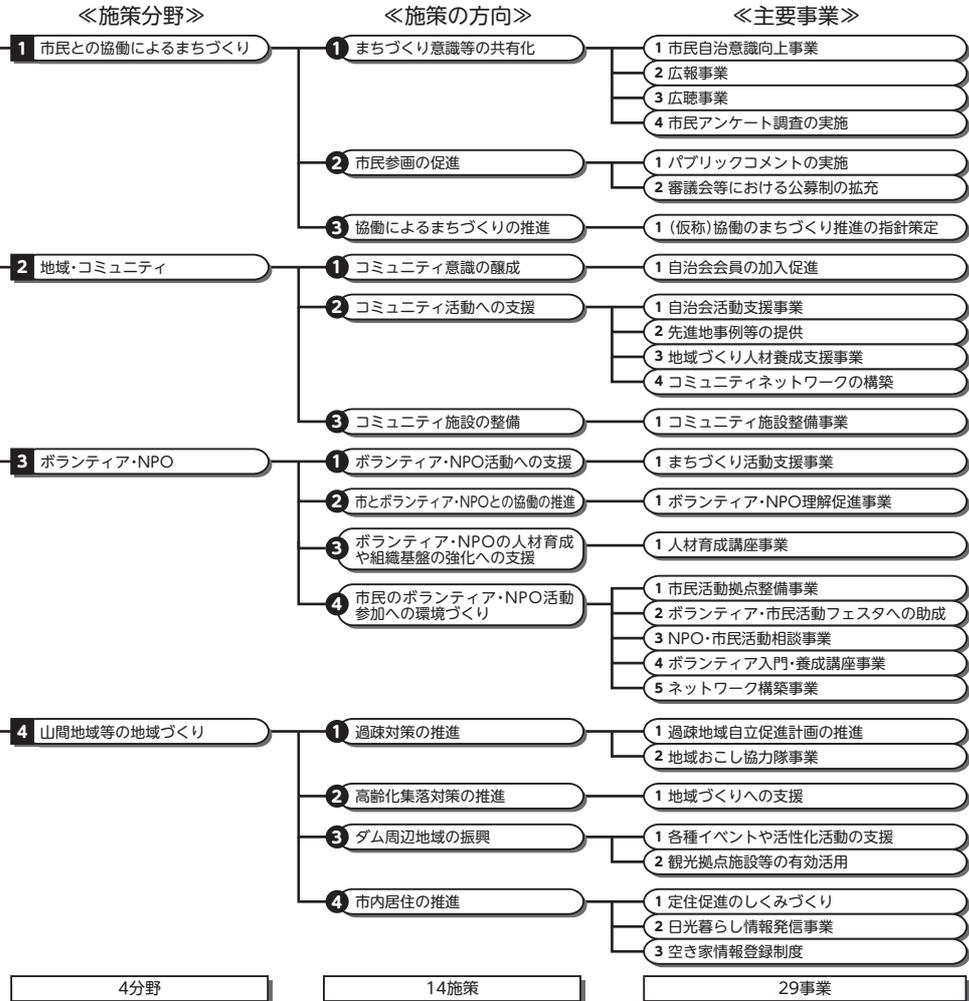
63事業



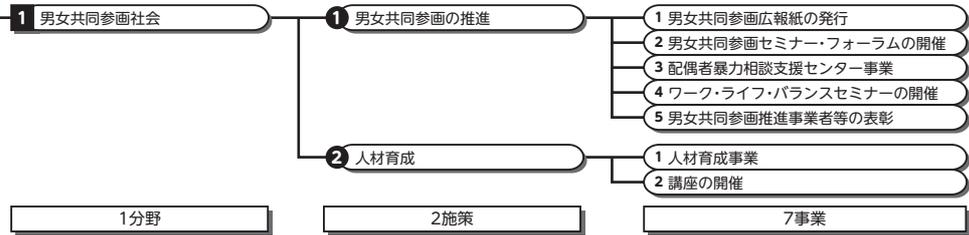




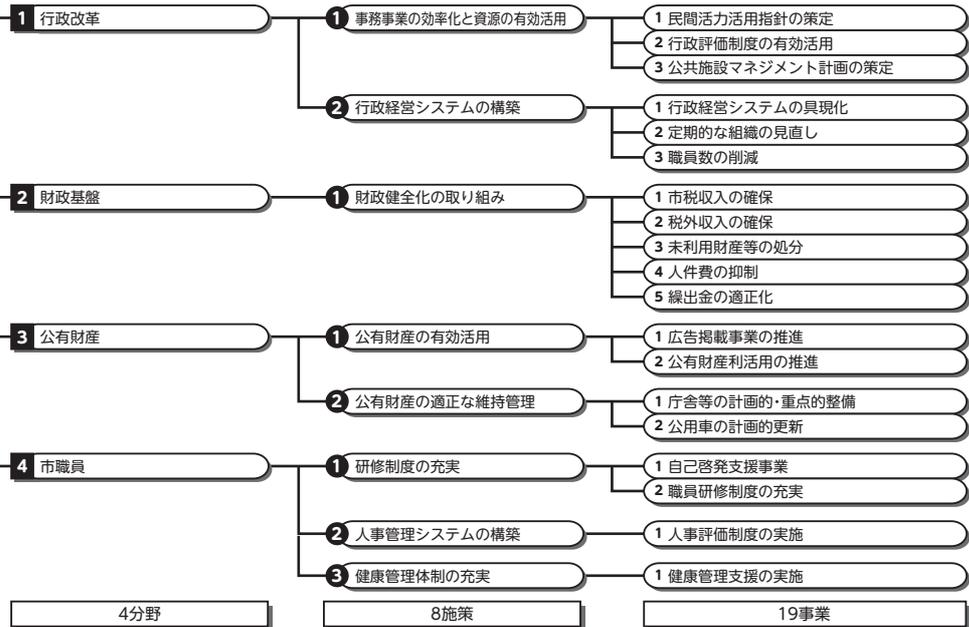
第1節 市民と行政の協働によるまちづくり



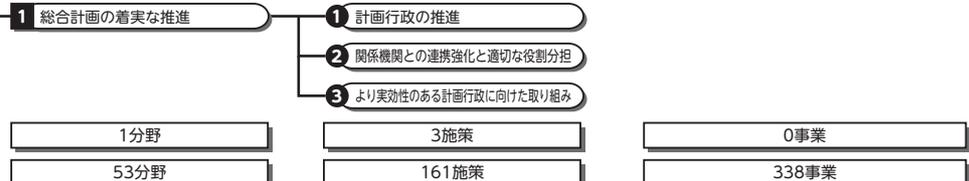
第2節 男女共同参画の推進



第3節 行財政基盤の確立



第4節 総合計画の推進



日光市総合計画後期基本計画の策定経過

平成22年(2010年)

- 5月12日 総合計画(基本構想・後期基本計画)策定に係る骨子庁議決定
- 6月1日 総合計画庁内策定組織設置要領決定
- 6月11日 策定委員会①(総合計画基本構想見直しの指針協議)
- 6月11日 総合計画基本構想見直しの指針決定
- 6月21日 第1分科会(総合計画基本構想見直し協議)
- 7月5日 第1分科会(総合計画基本構想見直し協議)
- 7月22日 策定委員会②(総合計画基本構想見直し協議)
- 8月5日 総合計画基本構想見直し結果(現行基本構想継続)庁議決定
- 8月25日 総合計画策定審議会委員募集
～9月30日
- 10月13日 第1分科会(後期基本計画策定要領、後期基本計画第3章骨格協議)
- 10月21日 策定委員会③(後期基本計画策定要領、後期基本計画第3章骨格協議)
- 11月11日 後期基本計画策定要領庁議決定
- 11月11日 第1分科会(後期基本計画第1章～第3章協議)…3
～11月17日 回開催
- 11月24日 総合計画策定審議会(総合計画の概要説明)
- 11月25日 策定委員会④(後期基本計画第1章～第3章協議)
- 12月8日 後期基本計画第1章～第3章(重点プロジェクト除く)庁議決定
- 12月17日 総合計画策定審議会(総合計画策定審議会委員から後期基本計画策定に向けた意見、提案提出)
- 1月31日 第2分科会～第7分科会(後期基本計画の施策分野
～4月28日 別素案協議)…28回開催
- 2月10日 重点プロジェクト・ワーキンググループ会議(後期
～4月21日 基本計画重点プロジェクト素案協議)…12回開催
- 3月11日 策定委員会⑦(後期基本計画重点プロジェクト協議)
- 3月22日 策定委員会⑧(後期基本計画重点プロジェクト協議)
- 4月28日 後期基本計画第1次素案分科会決定
- 5月11日 策定委員会⑨～⑱(後期基本計画第1次素案協議)
～6月29日 …10回開催
- 6月16日 市民意識アンケート調査
～7月4日
- 8月4日 策定委員会⑱(後期基本計画第2次素案決定)
- 8月12日 後期基本計画第1次原案庁議決定
- 10月3日 策定委員会⑳(後期基本計画原案修正協議)
- 10月3日 後期基本計画第2次原案庁議決定
- 10月11日 議員全員協議会(後期基本計画原案報告)
- 10月11日 総合計画策定審議会(後期基本計画原案を総合計画策定審議会へ諮問、後期基本計画原案説明)
- 10月13日 各地域審議会(後期基本計画原案説明)
～10月25日 今市地域10月13日、日光地域10月24日
藤原地域10月25日、足尾地域10月18日
栗山地域10月14日
- 10月18日 総合計画策定審議会(後期基本計画原案審議)
- 10月25日 総合計画策定審議会(後期基本計画原案審議)
- 10月27日 総合計画策定審議会から後期基本計画原案に対する答申
- 10月28日 策定委員会㉑(後期基本計画原案修正協議)
- 11月8日 後期基本計画第3次原案庁議決定
- 11月15日 議員全員協議会(後期基本計画修正原案報告)
- 11月16日 後期基本計画原案に係るパブリックコメント実施
～12月15日
- 12月21日 策定委員会㉒(後期基本計画原案修正協議)

平成23年(2011年)

- 1月7日 議員全員協議会(後期基本計画の構成(案)等概要報告)
- 1月19日 各地域審議会(地域審議会委員から後期基本計画
～1月26日 策定に向けた意見、提案提出)
今市地域1月19日、日光地域1月26日
藤原地域1月26日、足尾地域1月21日
栗山地域1月20日
- 1月20日 策定委員会⑤(後期基本計画重点プロジェクト検討項目協議)
- 1月24日 策定委員会⑥(後期基本計画重点プロジェクト検討の進め方協議)

平成24年(2012年)

- 1月6日 後期基本計画第4次原案庁議決定
- 1月13日 策定委員会③(後期基本計画原案修正協議)
- 1月24日 策定委員会④(後期基本計画原案修正協議)
- 2月9日 後期基本計画最終案庁議決定
- 2月13日 議員全員協議会(後期基本計画最終案報告)
- 2月14日 後期基本計画の計画決定

日光市総合計画策定審議会委員 (20名)

(50音順 敬称略)

氏 名	推薦団体等*	備 考
柴田 勇一	日光市自治会連合会	会 長
星 美智子	日光市民生委員児童委員協議会連合会	副会長
阿部 文子	日光市文化協会	
新井 俊一	日光地区観光協会連合会	
池田 由美子	日光市PTA連絡協議会	
大島 裕人	公募委員	
小栗 卓	社団法人今市青年会議所	
神山 昌弘	公募委員	
小松 恵一	社会福祉法人日光市社会福祉協議会	
古峯 重典	市民活動団体にぎわいのあるまちづくり研究会	
齋藤 紀康	公募委員	
柴田 志津子	公募委員	
鈴木 美恵子	日光商工会議所	
竹内 康晃	社団法人日光青年会議所	
玉井 克子	日光市女性団体連絡協議会	
手塚 三雄	公募委員	
馬場 和子	日光市国際交流協会	
福田 富美子	上都賀農業協同組合	
吉野 まゆみ	日光市福祉ボランティア団体協議会	
吉原 徳	日光市体育協会	

※平成23年10月27日(総合計画策定審議会答申)時点の団体名

日光創新
N 新しい日光
e w
i k k o

日光市総合計画後期基本計画

平成 24 年度～平成 27 年度

四季の彩りに 風薫る ひかりの郷

—自然と歴史と産業が響き合う ところ豊かな輝く未来へ—

発行 日光市

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

<http://www.city.nikko.lg.jp>

TEL.0288(22)1111

編集 日光市企画部総合政策課

発行日 平成24年3月

「日光創新」の題字 日光観光大使 書道家 涼風花



日光市